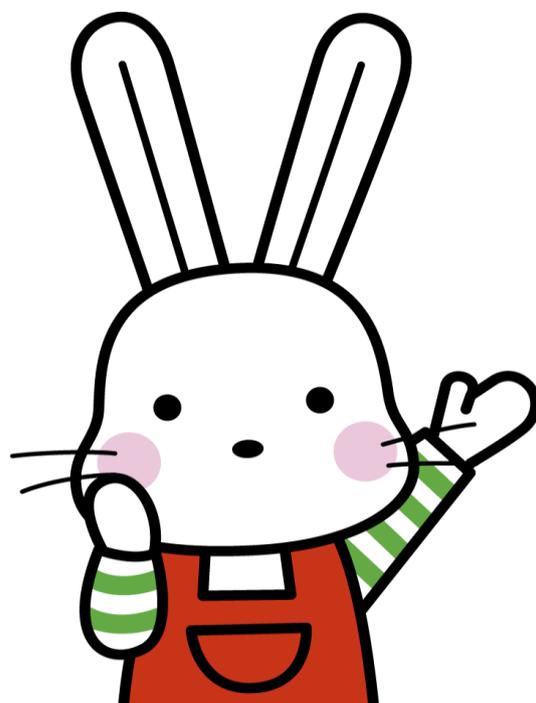

男女共同参画ふくしまプラン

令和2年度実施状況報告書・令和3年度実施計画書



目次

1	男女共同参画ふくしまプランの趣旨及び位置づけ	・・・	1
2	令和2年度実施状況報告		
	（1）指標数及び評価	・・・	1
	（2）単年度評価（令和元年度との比較）	・・・	1
	（3）総合評価（目標達成度）	・・・	1
	施策の指標（旧計画）	・・・	2
	事業ごとの実績・課題	・・・	3
3	令和3年度実施計画		
	（1）プランの体系	・・・	23
	（2）事業数及び指標数	・・・	24
	（3）個別施策	・・・	24
	（4）本年度の取組	・・・	31
	施策の指標（新計画）	・・・	32

1 男女共同参画ふくしまプランの趣旨及び位置づけ

- ① 「福島市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、本市における男女共同参画社会形成のための基本計画として、計画期間を5年間として策定したものです。
- ② このプランの進行管理のため、福島市男女共同参画推進条例第9条第3項の規定により、毎年実施計画書及び実施状況報告書を作成して広く市民に公表することとしています。

2 令和2年度実施状況報告

(1) 指標数及び評価（詳細は表1参照）

基本目標	指標数	A評価	B評価	C評価	D評価
I 男女共同参画の意識づくり	6	0	0	0	0
II 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり	7	4	0	2	1
III 男女の人権を尊重する社会づくり	4	0	0	0	2
計	17	4	0	2	3

※A評価：8割以上達成 B評価：6割以上 C評価：3割以上 D評価：3割未満

※5年ごとに行うアンケートに基づいた指標は令和2年度の実績値が無い場合評価対象としていない。

(2) 単年度評価（令和元年度との比較）

- ①基本目標IIについて、実績が上昇した項目が多くみられましたが、これは、男女共同参画についての普及・啓発、環境づくりが着実に進められているためだと考えられます。
- ②基本目標IIIについて、実績が低下した指標が多くみられましたが、低下の要因として、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響が考えられます。

(3) 総合評価（目標達成度）

- ①全体として、目標であるA評価を4指標が達成し、3指標がD評価となりました。
- ②基本目標ごとで見ると、I男女共同参画の意識づくりやIII男女の人権を尊重する社会づくりで目標を達成できなかった指標が多くあった。要因としては、環境の改善、男女共同参画意識の醸成が不十分であったと考えられます。
- ③今後も男女共同参画意識の維持・改善にむけて、普及・啓発を行ってまいります。

施策の指標

基本目標	NO	指標名	担当課	基準年度	実績(H28)	実績(H29)	実績(H30)	実績(R1)	実績(R2)	目標達成度(R2)	目標年度
				基準値							目標値
I 男女共同参画の意識づくり	1	家庭生活において男女平等と感じる人の割合	男女共同参画センター	平成26年度 35.7%	※	※	※	29.1%	※	-	令和元年度 46.0%
	2	職場において男女平等と感じる人の割合	男女共同参画センター	平成26年度 21.3%	※	※	※	23.7%	※	-	令和元年度 32.0%
	3	学校教育の場において男女平等と感じる人の割合	男女共同参画センター	平成26年度 48.7%	※	※	※	50.8%	※	-	令和元年度 59.0%
	4	社会全体において男女平等と感じる人の割合	男女共同参画センター	平成26年度 12.1%	※	※	※	13.5%	※	-	令和元年度 23.0%
	5	性別による固定的な役割分担に反対する人の割合 (「男は仕事、女は家庭」の考え方に反対する人、どちらかといえは反対する人の割合)	男女共同参画センター	平成26年度 42.5%	※	※	※	61.3%	※	-	令和元年度 53.0%
	6	「男女共同参画」という用語の認知度	男女共同参画センター	平成26年度 56.3%	※	※	※	53.0%	※	-	令和元年度 67.0%
II 地域活動などに参画する環境づくり 男女がともに仕事・家庭生活	7	女性の育児休業取得率 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	産業雇用政策課	平成26年度 93.2%	89.3%	97.4%	94.5%	97.1%	95.9%	C	令和2年度 98.0%
	8	男性の育児休業取得率 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	産業雇用政策課	平成26年度 3.0%	2.9%	3.2%	3.9%	7.8%	12.3%	A	令和2年度 5.0%
	9	女性の管理職登用率 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	産業雇用政策課	平成26年度 18.0%	16.5%	17.7%	17.2%	17.5%	18.1%	D	令和2年度 23.0%
	10	乳幼児期の保育施設(保育所、認定こども園等)の整備・充実【定員】 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	幼稚園・保育課	平成26年度 3,735人	4,397人	4,386人	4,622人	5,287人	5,385人	A	令和2年度 5,687人
	11	放課後児童クラブの利用者数 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	子ども政策課	平成26年度 2,385人	2,537人	2,622人	2,755人	3,011人	3,134人	A	令和2年度 2,752人
	12	審議会等における女性委員の参画割合	男女共同参画センター	平成27年度 28.6%	28.2%	29.1%	29.8%	29.5%	32.4%	C	令和2年度 40.0%
	13	女性委員が参画していない審議会等の数	男女共同参画センター	平成27年度 5審議会	4審議会	3審議会	2審議会	2審議会	1審議会	A	令和2年度 0審議会
III 尊重する社会づくり 男女の人権を	14	配偶者等からの暴力を受けたことのある人の割合	男女共同参画センター	平成26年度 19.9%	※	※	※	3.5%	※	-	令和元年度 減少させる
	15	職場などでセクハラを受けたことがある人の割合	男女共同参画センター	平成26年度 33.4%	※	※	※	8.6%	※	-	令和元年度 減少させる
	16	乳がん検診受診率(40~69歳)	保健所健康推進課	平成26年度 43.1%	45.1%	45.7%	44.7%	42.7%	38.2%	D	令和2年度 50%以上
	17	子宮頸がん検診受診率(20~69歳)	保健所健康推進課	平成26年度 39.5%	37.2%	39.3%	38.5%	37.3%	34.0%	D	令和2年度 50%以上

1) 進捗率の計算方法

(当該年度実績値 - 当初基準値) ÷ (R2目標値 - 当初基準値)

2) 評価区分

基準値から目標値までの進捗率	評価区分
80%以上	A
80%未満60%以上	B
60%未満30%以上	C
30%未満	D

3) ※の項目は5年毎に実施する「男女共同参画に関する意識調査」による項目のため値なし。

事業ごとの実績・課題

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課			
I 男女共同参画の意識づくり										
1 男女共同参画意識の醸成										
(1) 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動										
		①	男女平等、男女共同参画を推進するための法律、制度についての周知徹底	ア	法令等の周知	女性の権利に関連する国内法令等をだれもが理解しやすい形で広報するなど、その内容の周知に努める。	・関係各機関等の資料収集・整理 ・講座やセミナー等イベントの広報・周知	男女共同参画センター		
		②	差別や権利侵害に対する相談窓口や救済機関等の情報提供	ア	相談窓口等の情報提供	権利が侵害された場合の相談窓口や救済機関等の情報提供に努める。	・各種パンフレット・リーフレット等の掲示 ・市政だよりに相談窓口を掲載するなどの情報提供	男女共同参画センター		
		③	メディア・リテラシーの向上のための支援活動の推進	ア	啓発事業	講座等により、情報そのものを主体的に収集、判断できる能力の育成に努める。	・例年は男女共生講座を実施していたが新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ・開催方法について検討を行いながら、男女共同参画意識醸成のため実施していく。	男女共同参画センター		
						メディア・リテラシーについて周知する。	・リーフレット「ここからはじめよう男女共同参画」の掲示	男女共同参画センター		
		④	ガイドラインの周知	ア	啓発事業	男女共同参画の視点から、市で作成する刊行物において、性別にとらわれない男女の多様なイメージを積極的に取り入れるため、策定したガイドラインを周知する。	・ガルーン内にて「男女共同参画の視点からの表現の手引き」の周知	男女共同参画センター		
						市の刊行物に関するガイドラインを民間等に広く周知するため、関係機関と連携し啓発を行う。	・ホームページ上に「男女共同参画の視点からの表現の手引き」および「県政広報物表現ガイドライン」(県作成)を掲載	男女共同参画センター		
		⑤	地域の環境浄化	ア	啓発事業	学校、家庭、地域社会が有害環境浄化活動を推進するなど、青少年を取り巻く地域環境を浄化するための啓発活動を推進する。	・街頭補導活動、白ポスト(市内6カ所)から有害図書類の回収を実施した。 (街頭補導活動) 327回/年(延べ1,352人従事) (白ポスト回収) 延べ5回/年(有害図書等1,502点回収)	こども政策課		
						イ	青少年健全育成推進会議	各地区の活動により、青少年の健全育成を推進する。	・小学校区毎45地区の推進会と8地区の連絡会が、地域の実情にあった健全育成推進活動(清掃活動、標語コンクール、地区補導活動など)をそれぞれ実施している。 ・福島市青少年健全育成推進大会において青少年の健全育成に顕著な功労のあった個人又は成果を上げた団体に対し表彰を行った。 (福島市青少年健全育成成功労表彰受賞者) 団体:3団体 ・個人:10人	こども政策課
(2) 性別による固定的な役割分担を反映した社会制度や慣行の見直し										
		①	男女共同参画に関する認識を深めるための広報・啓発	ア	啓発事業	職場、家庭、地域等あらゆる分野における慣習・慣行について、性別の偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかける。	・男女共同参画の認識を深めるための資料やポスターを掲示	男女共同参画センター		
						イ	情報の収集と提供	男女共同参画に関する認識を深めるための情報を収集し、提供する。	・男女共同参画関連図書の貸出 ・他市町村が発行する男女共同参画関連の広報誌を掲示	男女共同参画センター
								女性のおかれた状況を客観的に把握できるように統計情報を収集し、提供する。	・国や県、他紙の各種調査結果や「女性の政治参画マップ2020」等の掲示	男女共同参画センター
		ウ	市政情報提供の充実と強化	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、スマートフォン、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努める。	・令和2年度より、スマートフォンやタブレット世代の若年層から、高齢者や障がい者、外国人など世代を問わずに読みやすく伝わりやすい閲覧環境を提供するために、記事の読み上げ機能や多言語翻訳機能有する情報配信サービスを導入し、市政だよりをはじめとする広報媒体の配信に努めている。また、引き続き広報情報モニターやネットモニター等からの意見を市広報媒体へ反映し、適時・適確で効果的な広報につなげていく。	広聴広報課				

事業ごとの実績・課題

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課
I 男女共同参画の意識づくり							
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進							
(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実							
	① 意識改革をめざす啓発活動の推進		ア	情報紙の発行	男女共同参画について理解を深めてもらうため、男女の市民参画による情報紙を発行する。	・男女共同参画情報紙「さんかくBook」第5号の発行 発行部数：107,300部	男女共同参画センター
			イ	情報の収集と提供	男女共同参画に関する情報を収集し、多様な情報を提供する。	・男女共同参画関連図書貸出 ・他市町村が発行する男女共同参画関連の広報誌を掲示	男女共同参画センター
			ウ	講演会、講座等の開催	男女共同参画の視点を踏まえたテーマによる講演会等を開催し、広く市民の関心と理解を高める。	・福島市男女共生セミナー2020の開催 対象：市民 参加者：228人	男女共同参画センター
			エ	メッセージ作品募集事業	男女共同参画を進める団体、グループ等に活動の場と機会を提供し、活動が充実するよう支援します。	・男女共同参画についてのあなたからのメッセージを募集・表彰 対象：市民 応募数：685作品	男女共同参画センター
	② 多様な学習機会の提供		ア	活動の場の提供	男女共同参画を進める団体、グループ等に活動の場と機会を提供し、活動が充実するよう支援する。	・男女共同参画センター使用登録団体に対する会議室使用料の免除、男女共同参画に関する資料提供 ・ふくしま市女性団体連絡協議会と福島市男女共同参画センター使用団体連絡協議会で構成する実行委員会を組織し、「福島市男女共生セミナー2020」を企画・運営	男女共同参画センター
			イ	家庭教育学級・講座の開催	男女共同参画の視点に立った家庭教育が行われるような学習内容の充実や、開催日時等を工夫し、働く女性や男性を含めた参加者の拡大を図る。 ・家庭教育学級・講座の充実 ・青年男女を対象にした「明日の親」のための学級の充実と拡充	・全ての学習センターにおいて、子どもの発達段階に応じた学習と親自身の育ちを応援する学びの機会として多様な形態（学級・講座・幼稚園等への出前講座）の事業を実施し、子育て世代の支援を行った。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催の見合わせも多く、開催回数・参加人数が減少した。 ・今後も引き続き、祖父母参加型講座開催やSNSを活用した事業周知（参加者募集）、関係団体との共催形式などを積極的に取り組んでいく。 ・また、家庭教育学級（講座）開設に関し、学習センターと私立幼稚園や保育所、子育て支援センターとの競合状態が見られ学級生の獲得が課題となっている。 令和2年度実績 学級等数（親子）：513人 学級・講座回数：延べ229回 学級・講座参加人数：延べ3,946人	生涯学習課
			ウ	語り合いネットワーク推進事業	学校、PTA主催の男女共同参画の視点に立った子育てに関する学習に対し情報を提供するとともに、講師を派遣し支援する。	・各小中学校、園のPTA主催教養講座への講師紹介、謝金等の支援を目的としている事業である。平成29年度は501名の受講者があったが、公立幼稚園の統廃合や新型コロナウイルス蔓延の影響で年々利用数が減少傾向にある。各PTAにおいては前年度末に教養講座等の事業の予算化がそれぞれ行われており年度初めの事業説明では間に合わないことが課題である。校長会、幼稚園長会への早目の説明が必要である。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催の見合わせも多く、開催回数・参加人数が減少した。 令和2年度実施校・園数：幼稚園3園	生涯学習課

事業ごとの実績・課題

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課
I 男女共同参画の意識づくり							
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進							
(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実							
		② 多様な学習機会の提供	エ ヤングカレッジ・少年教室の開催	青少年を対象にした学級等において、男女平等観に立脚した内容を取り入れる。 ・ヤングカレッジ ・少年教室	<ul style="list-style-type: none"> ・少年教育 全ての学習センターにおいて、心身ともに健全な人間形成を図るため、地域の人材等の協力を得ながら年齢に応じた様々な形態（教室・講座、世代間交流事業等）・内容の事業を実施した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催の見合わせも多く、開회回数・参加人数が減少した。 令和2年度実績 学級生数：320人 学級・講座回数：延べ285回 学級・講座延べ参加人数：延べ3,035人 ・青年教育 ヤングカレッジ（学級）が青年の実情と合わなくなっており、学級生数が年々減少していた。多様な青年の参加を促し、学習センターに足を運んでもらうため、対象年齢や事業形態を地域の実情に合わせて柔軟に対応できるよう見直し、ヤングカレッジとしての開設は3館で実施、その他の館はヤングカレッジという名称・形態にこだわらず、方部別・合同開催など地域の実情に応じた講座等を行い、青年期の自己確立と仲間づくりの促進、豊かな人間形成等を図った。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催の見合わせも多く、開회回数・参加人数が減少した。 令和2年度 学級生数：39人 学級・講座延べ参加人数：延べ646人 	生涯学習課	
		③ 相談体制の充実	ア 男女共同参画に関する相談事業	男女共同参画に関する諸問題について関係機関と連携を取り、電話や来所による相談の場の提供を行う。	・申し込みなし。HPなどで相談先の周知に努めた。	男女共同参画センター	
	イ すこやかテレホン相談事業		青少年及び保護者の悩み事などの電話相談を行う。	・令和2年度、年間486件（少年等から427件、親等から59件）の相談があり、相談員が青少年や保護者らの悩み事に対し助言等を行った。	子ども政策課		
	ウ 家庭教育相談事業の充実		幼児、小学生、中学生の保護者の家庭生活や教育上の諸問題について、電話や来館による随時相談の対応を行う。	・家庭教育学級（講座）の中で必要に応じ保護者にアドバイスを行っている。引き続き、家庭教育学級（講座）の中で必要に応じ保護者にアドバイスを行うとともに、市民に周知を図る。	生涯学習課		
(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進							
		① 男女平等の意識に立つ学習指導の充実	ア 教科指導の充実	教師、児童・生徒のかかわりを大切に、男女協力による学習指導の実践に努める。	・男女が相互の人格を認め合い、一人一人の能力を最大限に発揮できるよう、特別の教科道徳を中心に、基本的人権を尊重する態度、生命を尊ぶ心、相手を思いやる心、男女がお互いの性差について正しく認識する力等の醸成を図った。	学校教育課	
			イ 道徳教育の充実	男女の信頼、協力、人権尊重を大切に道徳教育の実践に努める。	・特別の教科道徳の時間を中心に学校教育全体を通して、人権尊重、男女平等に直接かかわりのある内容を年間計画に位置付け、計画的に学習した。また、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別を防止する指導を重視した。次年度も継続した指導が必要である。	学校教育課	

事業ごとの実績・課題

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課	
I 男女共同参画の意識づくり								
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進								
(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進								
		①	男女平等の意識に立つ学習指導の充実	ウ	特別活動の充実	男女の共同、相互理解を深める特別活動の実践に努める。	・児童生徒が互いのよさや可能性を發揮しながら、多様な考えを認め合い、よりよい人間関係を築こうとする態度や、集団や自己の生活上の課題を解決しようとする態度を育てる学級活動、児童会、生徒会活動など、特別活動の充実を図った。集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、多様な意見のよさを生かして折り合いを付け、合意形成を図ったり意思決定をしたりすることを重視し、児童生徒が互いのよさを尊重し合うとともに、自己有用感を育むことができるような指導の充実を図る。	学校教育課
				エ	総合的な学習の時間の充実	男女共同による「生きる力」を育む総合的な学習の時間の実践に努める。	・総合的な学習の時間における探究的な学習活動を通して、共に活動したり、課題を解決したりすることにより、それぞれの良さや互いの考えを認め合いながら、よりよく問題を解決する資質や能力の育成を図った。今後もそれぞれのよさや考えの違いを認め合いながら、異なる視点で考えたり、協力して活動したり、他者と協同して取り組む学習活動を一層展開する。	学校教育課
			②	ア	教科における人権教育の充実	保健体育科、技術・家庭科等の学習を通して、男女の相互理解、思いやり等、人権尊重、男女平等の精神を養う。	・小学校の体育科で男女一緒に体の発育・発達を、中学校の保健体育科で生殖機能の成熟や性感染症について学習している。また、家庭科では、家庭や家族の基本的な機能について理解し男女が協力してよりよい家庭生活を営む方法等の学習を通して、男女が互いを理解し、人間尊重、男女平等の精神を学んだ。今後も各教科において横断的に人権やジェンダーについて考える機会を設定していく。	学校教育課
				イ	道徳、特別活動、総合的な学習の時間における人権教育の充実	道徳、特別活動、総合的な学習の時間での指導を通して、人権尊重、男女平等の精神を養う。	・児童生徒がより具体的に男女の信頼や協力、人権尊重について考えることができるよう、特別の教科道徳（道徳科）の授業と、学校生活全体の道徳教育との関連を図った。今後も、これまでの取組を継続していく。	学校教育課

事業ごとの実績・課題

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課	
I 男女共同参画の意識づくり								
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進								
(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進								
		③	性別にとらわれない進路指導や生活指導の充実	ア	キャリア教育の充実	学校教育全体を通して、系統的な進路指導の展開に努め、性別にとらわれない職業意識の拡充を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校での地域の豊かな歴史や文化、人材等に触れ、将来への夢をはぐくむ体験活動事業「ふくしま・ふれあい・夢がらん」、中学2年生における5日間の連続した職業体験活動を中核とした「中学校ドリームアップ事業」等において新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮しながら、各校で性別にとらわれないキャリア教育を実施した。 ・「中学生ドリームアップ事業」における職場体験学習は中止となったが、それに代わる活動を各校で工夫した。 ・各中学校区で目指す子ども像を確認し、系統的な進路指導の充実を図り豊かな職業観をはぐくみながら、男女参画の意識向上を図っていくことが大切である。 	学校教育課
						小・中学校における連続した児童・生徒の育ちを見取り、職業観の育成に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校での「ふくしま・ふれあい・夢がらん」での学習を踏まえ、中学校区ごとの「幼・保・小・中連携推進事業」で共通実践を定めた上で、中学校での「中学生ドリームアップ事業」を実践することにより、9年間の系統性をもたせた体験活動が実施され、郷土愛や職業観の育成を図った。 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、様々な交流活動が制限される中で、各校間で情報交換に努めながら、互いの体験活動の状況を共有し合い、児童生徒の成長過程に合わせ、ねらいを確認しながら教育活動の一層の充実を図っていく。 	学校教育課
				イ	教育相談の充実	性に関する指導や交友関係等きめ細かな相談体制の確立と指導の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に配置したスクールカウンセラー（小21校、中20校）や子どもハートサポート相談員（週3～4日勤務）による観察や相談、教育研修課に配置したスクールカウンセラー2名やスクールソーシャルワーカー3名による来所相談・電話相談や訪問相談により、児童生徒の思春期における心身の悩みや、交友関係等の悩みにきめ細かく対応し、心のケアに努めた。 	教育研修課
				ア	男女共同意識に立つ学校生活の充実	男女共同による責任ある行動がとれる子どもの育成を目指す指導の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動全体を通して、男女が協力して取り組むことの意義や有効性について指導してきた。特別活動、特に学校行事においては、男女共同による取組の大切さを実感させることができ、男女共同意識を育むことができた。男女がそれぞれのよさを生かしながら、協力することの大切さをさらに実感させるために、教育活動をより工夫していくよう各校に働きかけていく。 	学校教育課
				イ	ボランティア教育の推進	男女共同意識とともに、ノーマライゼーション意識を育む特別活動や総合的な学習の時間等でのボランティア活動の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動や総合的な学習の時間において、学校や地域の実態に応じて奉仕的な活動を行い、ボランティア意識の高揚を図ってきた。また、特別活動における奉仕活動を通して、男女が協力することの大切さについて意識の啓発に努めた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から様々な活動が制限されることを踏まえ、状況に応じて、児童生徒の意欲を高めながら、ボランティア活動に主体的に取り組むことができるよう指導していく。 	学校教育課
		④	学校生活全般における男女共同の具体的な推進					

事業ごとの実績・課題

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課
I 男女共同参画の意識づくり							
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進							
(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進							
			④ 学校生活全般における男女共同の具体的な推進	ウ 家庭への啓発	男女共同意識、性教育等について家庭への啓発に努める。	・授業参観や土曜授業等の機会などを生かし、授業を公開したり学校便りを工夫して発行したりして、男女共同意識の醸成に関する授業や、性に関する指導の授業を授業参観に実施したり、授業の状況を学校便りや学年・学級便り等に掲載したりして、家庭への啓発を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、授業参観等が実施しがたい状況ではある。可能な範囲での実施及び実施方法の工夫を図っていく。	学校教育課
				ア 子育て支援職員等の研修	職員研修により男女平等意識の高揚に努めるとともに、子育て支援に関わる職員の資質向上を図る。	・講演会 令和3年1月24日(日) 講師：福島大学 教授 白石 昌子氏 演題：「保育内容 ～ 教材選びと教材研究 ～」 参加人数：34名 「手指を使う遊び、保育者の生の声で歌うことの大切さを知ることが出来た。」「生活に入り込んだ歌や遊びが実践できるようにしていきたい。」などの感想が寄せられた。 今後も子育て支援者としての専門性の確保と資質の向上を図るため、講師に保育・教育・子育て支援の専門家を招聘し、子どものすこやかな成長に寄与する内容の講演会を開催する。	こども政策課
			⑤ 教職員等研修における男女共同の推進	イ 校内研修の充実	校内研修により教職員の男女共同意識の高揚に努める。	・各学校が年間計画の中に「服務倫理委員会」や「教職員の研修」を位置付け、学校における人間関係、特に教職員同士のコミュニケーションを密にし、男女差別のない言動や風通しのよい職場づくりを目指すとともに、外部人材を招聘しての人権教育を行うなど、教育の場における男女共同の在り方について意識を高めている。今後はSDGsの視点などを踏まえた男女共同参画への意識の高揚を図っていくことが大切である。	学校教育課
				ウ 校内組織の充実	男女共同参画意識を高める校内組織の充実と活性化を図る。	・各校においては、性差による職員配置、性差に関わらない職員配置を組み合わせ、適材適所を重視しながら校内組織の活性化を図った。今後も性差に配慮しながら、職員個人の能力や適性を重視した校内組織体制づくりを推進していく。また、研修の機会を設けるとともに同僚性を発揮して、セクハラ防止に努める。	学校教育課

事業ごとの実績・課題

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課	
I 男女共同参画の意識づくり								
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進								
(3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進								
		①	各種研修会における男女共同参画教育の推進	ア	男女共同参画講座、女性講座等の開催	<p>働く女性や男性のため、開催日時等の工夫を行うなど、学級、講座等の学習機会の提供を図るとともに、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共生講座等 <p>・女性学級、女性講座等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性大学講座 	<p>・例年は男女共生講座を実施していたが新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催方法について検討を行いながら、男女共同参画意識醸成のため実施していく。 <p>・女性学級、女性講座 全ての学習センターに女性学級を開設し、女性が個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野への参画を支援した。内容については、女性教育指導員会議において、市の施策や課題などから取り組むべき内容を精査して「統一学習テーマ」を設け、地域社会や健康、防災など身近な課題に焦点をあてて全ての学級で取り組んだ。また、女性学級リーダー研修会や女性学級交換懇談会、レディスジャンプ（同方部地区館同士の交流）を通じて地域の女性リーダー育成と、他地域の女性団体との交流の機会を設け、リーダーとしてのスキルアップを図った。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催の見合わせも多く、開催回数・参加人数が減少した。課題としては、学級生の高齢化・固定化が挙げられる。</p> <p>令和2年度実績 学級等数：511人 学級・講座回数：延べ328回 学級・講座参加人数：延べ4,021人</p> <p>・女性大学 3～4回の連続講座として、市婦連と市教委の共催で、会員及び一般市民（女性）を対象に、個人の資質向上と地域や団体での活動に生かすことを主な目的に、現代的・社会的課題や地域の課題、女性共通の課題等を学ぶ機会として女性大学を開催した。</p> <p>令和2年度実績 全3回 延べ人数：165人</p>	男女共同参画センター
		②	男性の地域生活、家庭生活を支援する学習機会の提供	ア	男女共同参画出前講座の開催	<p>関係機関と連携し周知を図り、地域等で開催する男女共同参画に関する学習会へ講師を派遣する。</p>	<p>・男女共同参画出前講座の開催 対象：市民 開催：4回 参加者：59人</p>	男女共同参画センター
				イ	成人対象の学級、講座等の開催	<p>学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し男性の参加を呼びかけていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民学校等 ・高齢者学級 	<p>・市民学校等（市民学校、IT活用セミナー、ふるさと学びカレッジ、福島マスターズ大学（令和2年度は中止）、しゃくなげ青年講座、市民学習プラン） 各学習センターにおいて学級・講座を開催。各学習センターで特色ある内容を設定し、開催日時なども工夫をこらした。また、各学習センター毎に市のホームページやSNSに情報を掲載し参加を呼びかけた。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催の見合わせも多く、開催回数・参加人数が減少した。</p> <p>令和2年度実績 講座参加人数：延べ6,020人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者学級 全学習センターにおいて開設し、健康で生きがいのある生活を送り、これまで培ってきた経験を地域社会に還元しながら活躍できる環境づくりを支援した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催の見合わせも多く、開催回数・参加人数が減少した。 <p>令和2年度実績 学級生数：1,145人 学級・講座回数：延べ246回 学級・講座参加人数：延べ5,623人</p> 	生涯学習課

事業ごとの実績・課題

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課
I 男女共同参画の意識づくり							
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進							
(3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進							
		②	男性の地域生活、家庭生活を支援する学習機会の提供	ウ 家庭教育学級、講座等の開催	学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し男性の参加を呼びかけていく。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての学習センターにおいて、子どもの発達段階に応じた学習と親自身の育ちを応援する学びの機会として多様な形態（学級・講座・幼稚園等への出前講座）の事業を実施し、子育て世代の支援を行った。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催の見合わせも多く、開催回数・参加人数が減少した。 今後は、祖父母参加型講座開催やSNSを活用した事業周知（参加者募集）、関係団体との共催形式などを積極的に取り組んでいく。 また、家庭教育学級（講座）開設に関し、学習センターと私立幼稚園や保育所、子育て支援センターとの競合状態が見られ学級生の獲得が課題となっている。 令和2年度実績 学級等数（親子）：513人 学級・講座回数：延べ229回 学級・講座参加人数：延べ3,946人	生涯学習課
		③	職場内研修への支援	ア 男女共同参画出前講座の開催	男女共同参画について理解を深めてもらうため、関係機関と連携し周知を図り、企業が行う研修会へ講師等を派遣する。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画出前講座の開催 対象：市民 開催：4回 参加者：59人 	男女共同参画センター
				イ 啓発資料の作成	男女共同参画を推進するための資料を作成し配布する。	<ul style="list-style-type: none"> 講座や研修会において、改訂版男女共同参画ふくしまプランを活用 	男女共同参画センター
		④	社会教育指導者の男女共同参画研修	ア 各種リーダー研修会	女性学級や女性団体等の各種リーダー研修会に、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れる。 <ul style="list-style-type: none"> 女性学級リーダー研修会 女性学級交歓懇談会 生涯学習関係担当職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての学習センターに女性学級を開設し、女性が個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野への参画を支援した。内容については、女性教育指導員会議において、市の施策や課題などから取り組むべき内容を精査して「統一学習テーマ」を設け、地域社会や健康、防災など身近な課題に焦点をあてて全ての学級で取り組んだ。 また、女性学級リーダー研修会や女性学級交換懇談会、レディスジャンプ（同方部地区館同士の交流）等を通じて地域の女性リーダー育成と、他地域の女性団体との交流の機会を設け、リーダーとしてのスキルアップを図った。 課題としては、学級生の高齢化・固定化が挙げられる。 令和2年度実績 学級等数（親子）：511人 学級・講座回数：延べ328回 学級・講座参加人数：延べ4,021人	生涯学習課
II 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり							
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進							
(1) 雇用環境の整備と働き方の見直し							
		①	男女雇用機会均等法等についての啓発	ア 事業主に対する情報提供	使用者団体、関係機関等と連携し、男女雇用機会均等法等についての情報を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> 募集、採用時における男女の雇用機会均等 <ul style="list-style-type: none"> 配置、昇進昇格等における男女平等 「セクシュアル・ハラスメント」の防止 女性、男性の育児休業制度普及 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや就職ガイダンスでの資料配布 福島市就職支援相談窓口の雇用促進推進員が各企業を訪問した際に、情報の提供に努めた。（令和2年度企業訪問件数636件） えふWORKや企業説明会での資料配布による啓発に努めた。（えふWORK掲載件数1件、令和2年度企業説明会開催数2回） 	男女共同参画センター
				イ 事業所実態調査	市内民間企業に対し男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向調査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 市内951事業所に調査票を送付し、労働者の労働条件の実態と今後の動向調査を行った。 	産業雇用政策課

事業ごとの実績・課題

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課		
II 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり									
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進									
(1) 雇用環境の整備と働き方の見直し									
			② 職場での性別役割分担意識と慣行の見直し	ア	男女共同参画トップセミナーの開催	雇用の場における男女平等及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため事業主等を対象に講演会を開催する。	・男女共同参画トップセミナーを開催 対象：事業主等 参加者：80人	男女共同参画センター	
				イ	職場における男女平等推進啓発事業	女性の雇用管理の改善と女性就労者の雇用を促進するため、事業主等に対する啓発を行う。	・福島市就職支援相談窓口の雇用促進推進員が各企業を訪問した際に、情報の提供に努めた。（令和2年度企業訪問件数636件） ・また、事業主向け女性活躍セミナーを実施し、女性の活躍推進と企業内の意識改革等への啓発を行った。（参加者数13名）	産業雇用政策課	
				ウ	女性の働きやすい職場環境を整備している企業に対し認証する。	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすくより活躍できる職場環境づくりを進める。企業認証式と併せて講演会を開催する。	・働く女性応援企業認証式（令和3年2月26日実施） 認証企業：14社 ・子育て支援や女性の管理職登用などを積極的に実施する中小企業からの申請により認証を行い、公表することで他企業への普及促進を図った。 ・ホームページ等による広報のほかに、人材確保支援事業推進コーディネーターによる企業訪問の際に、「働く女性応援企業認証事業」の普及促進活動を実施した結果、目標の10社を上回る14社の認証を行うことができた。	産業雇用政策課	
				③ 再雇用、中途雇用の普及促進	ア	求人及び能力開発訓練制度等の情報提供	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	・福島市就職支援相談窓口やハローワークと連携を図り、情報提供に努めた。 ・また、合同企業説明会において、出産・育児・介護等の理由で離職した女性を対象とする再就職支援コーナーを設け、再就職への支援を行った。（合同企業説明会参加一般女性10名）	産業雇用政策課
				④ 女性起業者の支援	ア	起業に関する情報提供	関係機関等と連携し、情報提供を行う。	・関係機関等と連携し、商工会議所が主催する創業スクール開催の情報提供を行った。	商工業振興課
					イ	女性起業家に対する支援	創業融資を受けた際の利子2年間全額補助します。	・創業しやすい環境の整備として、創業融資に対する利子の全額を補助し、創業にかかる経済的負担の軽減が図られた。目標件数16件に対し、12件の補助を行った。	商工業振興課
				⑤ パートタイマー、派遣・家内労働者の就業条件の整備	ア	事業主等に対する啓発活動の推進	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携し関係法令などの啓発活動を行う。	・労働条件等実態調査で現状を把握し、必要な情報をえふWORKに掲載するなどして啓発活動を行った。（県社会保険労務士会主催相談会記事掲載）	産業雇用政策課
			⑥ 相談体制の充実	ア	職業相談事業の充実	福島市就職支援相談窓口を設置し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図る。	・福島市就職支援相談窓口において相談業務を行い、相談ができる体制を整えた。（令和2年度就職支援相談窓口利用件数1,058件） ・勤労者福祉施設等においては、チラシ等を送付し事業の周知を図った。	産業雇用政策課	

事業ごとの実績・課題

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課
II 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり							
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進							
(2) 家庭生活における男女共同参画の促進							
①	多様な家族形態に対応した家庭生活への支援	ア	ひとり親家庭援護事業	ひとり親家庭等に対し、医療費の助成を行う。	・ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び父母のいない児童に対し、医療費の一部負担金及び入院時食事療養費を助成し、ひとり親家庭等の健康保持と福祉の増進を図った。 延べ助成件数 12,598件 助成額 35,706千円 ・ホームページや市政だより等により制度の周知を図るとともに、市民課総合窓口や各支所・出張所、こども政策課等関係機関との連携を強化すること。	地域福祉課	
				ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の支給を行う。	・下記内容で支給を行った。 対象：①児童を監護する母 ②児童を監護し生計を同じくする父 ③父母に代わって児童を養育する人 受給者数：1953人（R2.3.31 現在） 定例払：3月・5月・7月・9月・11月・1月の年6回、各月の11月に支給月の前月分までの月（2か月分）を支給 ・法令に則り支給することで、児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進が図られた。	こども政策課	
				ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付の申請受付を行う。	・ひとり親家庭の子の進学に伴う入学金や授業料など多額の経費支出に対し、貸付申請を受理し、下記のとおり貸付を決定した。 新規母子福祉資金貸付件数・・・修学資金1件、生活資金1件、就学支度資金2件 新規父子福祉資金貸付件数・・・修学資金1件	こども家庭課	
				ひとり親家庭に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施する。	・自立支援教育訓練給付金（令和2年度 4件） ひとり親家庭の母等の資格取得のための講座受講費用の一部給付を実施した。 ・高等職業訓練促進給付金（令和2年度 5件） ひとり親家庭の母等の資格取得のために養成機関に修業している間の生活の安定のために給付を実施した。	こども家庭課	
				ひとり親家庭に対して相談事業を実施する。	・貸付や給付事業のみならず、生活困窮やコロナウイルスによる生活の変化等の相談の受付、関係機関への紹介等を行った。	こども家庭課	
				母子家庭の福祉対策として母子生活支援施設への入所を実施する。	・令和2年度新規入所 1世帯2名 母子に適切な社会的養護を提供するとともに自立促進のための生活支援を行い、施設退所後についても地域資源を活用した援助を行う。	こども家庭課	
				② 求職活動支援相談の充実	ア	就労支援窓口を生活福祉課に常設	児童扶養手当を受給している方や生活に困窮する方を対象として福祉事務所とハローワークが共同で就労支援を行う。
③ 性別役割分担意識の改革支援	ア	広報・啓発事業	男女の固定的役割分担意識を是正し、男女平等の理念の浸透を図り、家庭における男女共同参画を促進するための資料や情報紙などを作成し配布する。	・男女共同参画情報紙「さんかくBook」第5号の発行 発行部数：107,300部	男女共同参画センター		

事業ごとの実績・課題

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課
II 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり							
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進							
(2) 家庭生活における男女共同参画の促進							
			④ 男性の家庭生活への参画支援	ア 家庭教育学級、講座等の開催	学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し男性の参加を呼びかけていく。（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 全ての学習センターにおいて、子どもの発達段階に応じた学習と親自身の育ちを応援する学びの機会として多様な形態（学級・講座・幼稚園等への出前講座）の事業を実施し、子育て世代の支援を行った。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催の見合わせも多く、開催回数・参加人数が減少した。 今後は、祖父母参加型講座開催やSNSを活用した事業周知（参加者募集）、関係団体との共催形式などを積極的に取り組んでいく。 また、家庭教育学級（講座）開設に関し、学習センターと私立幼稚園や保育所、子育て支援センターとの競合状態が見られ学級生の獲得が課題となっている。 令和2年度実績 学級等数（親子）：513人 学級・講座回数：延べ229回 学級・講座参加人数：延べ3,946人	生涯学習課
				イ 成人対象の学級、講座等の開催	学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し男性の参加を呼びかけていく。（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 市民学校等（市民学校、IT活用セミナー、ふるさと学びカレッジ、福島マスタートズ大学（令和2年度は中止）、しゃくなげ青年講座、市民学習プラン） 各学習センターにおいて学級・講座を開催。各学習センターで特色ある内容を設定し、開催日時なども工夫をこらした。また、各学習センター毎に市のホームページやSNSに情報を掲載し参加を呼びかけた。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催の見合わせも多く、開催回数・参加人数が減少した。 令和2年度実績 講座参加人数：延べ6,020人 ・高齢者学級 全学習センターにおいて開設し、健康で生きがいのある生活を送り、これまで培ってきた経験を地域社会に還元しながら活躍できる環境づくりを支援した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催の見合わせも多く、開催回数・参加人数が減少した。 令和2年度実績 学級生数：1,145人 学級・講座回数：延べ246回 学級・講座参加人数：延べ5,623人	生涯学習課
				ウ 子育て応援広場の開催	乳幼児と保護者を対象にした遊びの機会を提供することにより、父親の育児参加へつなげる。	<ul style="list-style-type: none"> 子育て応援広場 年3回開催 参加人数：30組 69人 土曜日に開催しているため父親の参加も多く、参加者からは「とてもリフレッシュできて楽しい時間だった。」「子どもも気持ちよさそうにしていたので家でもやってみたい。」などの感想が寄せられた。 市民のニーズが高いので、今後も継続して事業を実施する。 父親も参加しやすいように、土曜日または日曜日の開催とする。 	こども政策課

事業ごとの実績・課題

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課				
II 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり											
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進											
(3) 地域活動における男女共同参画の促進											
			① 地域づくりに関する方針決定過程への女性の参画促進	ア	男女共同参画出前講座の開催	関係機関と連携し周知を図り、地域等で開催する男女共同参画に関する学習会へ講師を派遣する。	・男女共同参画出前講座の開催 対象：市民 開催：4回 参加者：59人	男女共同参画センター			
				イ	自治振興協議会の開催	市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取して施策に反映させる目的で開催する。自治振興協議会への女性の参画を促進する。	・参加人数（女性参加人数） 475人（78人）全28地区18会場 ・課題 規約化された構成委員（協議会への出席委員）	地域共創課			
			② 地域活動への参画促進	ア	市民活動支援事業	市民活動サポートセンターを拠点として各種事業を実施する。	・委託講座 市民活動ステップアップ講座 3回 NPOマネジメント講座 4回 講演会 1回 ・自主講座 5回 ・その他の事業 福島NPO経営ゼミ ふくしま市民活動フェスティバル2020 広報紙発行 1,800部	地域共創課			
				イ	地域における女性団体への支援	福島市婦人団体連絡協議会への支援を行う。	・補助金の交付を行い研修会・講座に活用した。 ・女性大学講座の共催事業は、企画の段階から職員が加わりより良い企画になるようアドバイスを行った。また、団体で決定した講師の派遣に対する事務的業務を行った。補助金の交付を引き続き行うことで福島市における女性団体の知識の向上に努める。 ・女性大学講座の共催事業については、これまで同様企画段階から参画し、更に充実した内容を検討できるようアドバイスをする。 令和2年度実績 女性大学講座参加人数：延べ165人	生涯学習課			
			③ 地域社会活動やボランティア活動の広報	ア	市政情報提供の充実と強化	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、スマートフォン、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努める。（再掲）	・令和2年度より、スマートフォンやタブレット世代の若年層から、高齢者や障がい者、外国人など世代を問わずに読みやすく伝わりやすい閲覧環境を提供するために、記事の読み上げ機能や多言語翻訳機能を有する情報配信サービスを導入し、市政だよりをはじめとする広報媒体の配信に努めている。また、引き続き広報情報モニターやネットモニター等からの意見を市広報媒体へ反映し、適時・適確で効果的な広報につなげていく。（再掲）	広聴広報課			
				イ	ボランティア活動の支援	ボランティア活動に関する情報を収集し、提供する。	・市民活動サポートセンターにおいて市民活動団体のボランティア募集情報を収集し提供した。	地域共創課・産業雇用政策課			
			(4) 家庭生活における男女共同参画の促進								
						① 子育て支援、児童の健全育成の充実	ア	子育て講演会	子育て支援に関わる職員と市民の育児に関する啓発を図る。	・子育て講演会 令和2年11月8日（日） 講師：NPO法人えじそんくらぶ 代表 高山 恵子氏 演題：「ママも子どもも悪くない！しからずにすむ子育てのヒント」 参加人数：61名 「今後の子育てへ役立つヒントが見つかった。」 「子どもに対する接し方をもう一度見直すいい機会になった。」などの感想が寄せられた。 ・今後も子育てをする保護者や子育て支援者をはじめ、多くの市民に対し、子育ての不安や負担感を軽減し、心豊かな子育ての参考となる講演会を開催する。	こども政策課

事業ごとの実績・課題

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課	
II 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり								
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進								
(4) 家庭生活における男女共同参画の促進								
① 子育て支援、児童の健全育成の充実				イ	保育サービス事業	幼稚園・保育所・認定こども園などにおける多様な保育サービス需要に適切に対応し、延長保育や一時預かり保育など保育システムの多様化、弾力化、多機能化に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の実施とともに、私立幼稚園における長時間の預かり事業に対して、一部補助を行った。 待機児童減少対策として「待機児童対策パッケージ事業」を実施し、令和3年4月1日現在で国基準待機児童数ゼロとなった。 今後も、希望する保育所等に入所できず保育所等を利用していない「潜在的な待機児童」解消のため、引き続き各種対策に取り組むほか、各事業の多様化等に努める。 	幼稚園・保育課
				ウ	保育料の軽減	保育料の保護者負担軽減に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月より、幼児教育・保育無償化により3～5歳児等の家庭の負担軽減を図った。 従来から実施している市独自の保育料軽減に加えて、令和2年度から多子世帯に対する本市独自の保育料軽減を実施し、子育ての負担軽減を図った。 	幼稚園・保育課
				エ	子育て支援短期利用事業	保護者の疾病・出産等により、一時的に子どもの養育が困難となった場合における支援事業（子どものショートステイ）を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援短期利用事業 利用人数2人 利用回数3回 利用日数7日 一時的な保護者の不在や、レスパイトなど保護者からの申請に基づき実施した。 令和3年度から委託先を拡充し、児童の安全な預かりや保護者の育児負担の軽減につなげていく。 	こども家庭課
				オ	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童健全育成事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業 クラブ数：86クラブ 利用児童：3,134人 放課後の子どもの安全な居場所を確保するため、各地域の需要に応じて放課後児童クラブを整備し、男女が共に仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進した。 	こども政策課
				カ	児童の健全育成事業	健全な遊びを通して、体力増強を図りながら、児童の集団的個別的指導を行う。子供会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を行う児童センター事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 児童の健全育成事業 児童センター数：5児童センター 利用人数：45,217人 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を一部休止にしたため、児童による利用が大幅に減少したが健全な遊びを通して児童の自主的な活動などが見られた。 	こども政策課
				キ	地域子育て支援体制の整備	育児の援助について、受けたい者と、行いたい者とを会員として組織するファミリーサポート事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援体制の整備 会員数（令和3年3月31日） 1,560名 活動件数 2,310件 病児・緊急対応強化事業活動件数 559件 今後は子育てアプリやチラシ配布などでの広報活動を行い、まかせて会員の不足解消に努める。 	こども政策課
				ク	預かり保育事業	保育ニーズの多様化に伴い、子育てを支援する目的で幼稚園において預かり保育を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 全市立幼稚園で預かり保育を実施した。在園する園児のほとんどが預かり保育に登録しており、希望する家庭の要望に応じて子育て支援を行った。今後も預かり保育体制の拡充に努める。 	幼稚園・保育課
				② 教育、保育施設の整備促進	ア	保育所・認定こども園の整備	福島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所等の定員適正化を図るため、保育所、認定こども園の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童解消を目的に国・県の補助金を活用し、既存の保育施設1施設、認定こども園1施設の整備を進め、定員拡大を図った。今後は必要な施設の整備に努める。

事業ごとの実績・課題

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課			
II 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり										
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進										
(4) 家庭生活における男女共同参画の促進										
		③	相談体制の充実	ア	相談体制の充実	子育ての孤立化や不安の解消を図るため、相談体制の整備・充実を図る。	・「子育て相談センター・えがお」令和2年度相談件数：9,467件 関係機関との連絡調整件数：6,421件	こども家庭課		
				イ	こども発達相談	臨床心理士等による相談を実施し、医療・療育・教育等へつなぎ、また、家庭での養育方法についての支援を図る。	・こども発達相談会（延べ人数276人 うち未就学児263人）、その他、電話や来所、訪問、保育所等関係機関連絡・訪問により早期からの相談対応・継続支援を実施した。関係機関と連携し就学までの丁寧な支援を継続する。	こども家庭課		
			④	特定事業主行動計画の実施	ア	福島市職員の子育て支援プラン		母性保護、育児休業、休暇などの各種制度についての周知を図る。	・福島市特定事業主行動計画「福島市職員総活躍アクションプラン」に基づき、休暇等制度ハンドブック及び出産・育児休暇に関するチラシ等により各種制度について周知を図った。	人事課
								男性職員の育児休業の取得促進を図る。	・子育てフレフレプログラムとして、職員が男女を問わず働きながら安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりを目指すとともに、毎月19日を「育児（自）エールデー」とし、職場全体で子育てを応援する日として職場全体で職員の仕事と子育て・家庭生活への参画を応援する取り組みを進めた。	人事課
			⑤	介護保険制度の運営	ア	介護保険制度の広報・啓発		介護保険制度の説明会を開催する。	・出前講座を下記のとおり実施した。 回数：5回 参加人数：102人	介護保険課
								介護保険制度の啓発資料・パンフレットを配布する。	・「健やかライフ」7、200部を作成した。 ・「すこやか介護保険」12、500部を作成した。	長寿福祉課 介護保険課
			⑥	相談体制、情報提供体制の充実	ア	地域包括支援センター機能の充実		高齢者や家族等（原発事故による広域避難高齢者や家族を含む）の相談に応じ、保健、医療、福祉サービスが総合的かつ適切に受けられるよう、地域包括支援センターの相談等機能を充実する。	・令和2年度については、感染症拡大防止の観点から訪問活動休止中	長寿福祉課
⑦	介護施設及び設備の充実	ア					介護保険施設の整備促進	特別養護老人ホーム、老人保健施設等の整備を図る。	・認知症高齢者グループホーム1施設（18床）の整備が完了した。有料老人ホーム2施設（100床）、特別養護老人ホーム2施設（160床）を令和3年度完成予定で整備中。	介護保険課
			イ	要介護高齢者等住宅改修助成事業	高齢者及び障がい児・者が快適で安全な在宅生活を送ることができるよう、住宅改修資金を補助する。	・事業廃止	長寿福祉課			

事業ごとの実績・課題

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課
II 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり							
2 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進							
(1) 政策・方針決定過程における女性の参画の促進							
① 条例、要綱等の見直しと女性の参画割合等の設定	ア	審議会等への女性委員の参画促進	附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づく各種審議会等委員の参画方法や制度の見直しを図る。	・女性の参画割合向上のため、各所属へ指導	総務課・男女共同参画センター		
		審議会等の女性委員の参画割合の設定	平成32年度(令和2年度)までに女性委員の参画割合の目標値を40%とし、定期的に調査するとともに、その結果を公表し、女性の参画を計画的に進める。	・審議会等における女性の参画割合の調査・公表 ・女性の参画率の低い審議会の所管課に対し個別のヒアリングを実施	男女共同参画センター		
		女性委員が参画していない審議会等への積極的参画促進	平成32年度(令和2年度)までに女性委員が参画していない審議会等の数の目標値を0とし、定期的に調査するとともにその結果を公表し、女性の参画を計画的に進める。	・審議会等における女性の参画割合の調査・公表 ・女性の参画率の低い審議会の所管課に対し個別のヒアリングを実施	男女共同参画センター		
		公募による参画の促進	幅広い分野からの参画を進めるために公募制度を取り入れるとともに、実践活動者を積極的に参画させる。	・関係部課に対し審議会等における公募委員の登用促進を依頼 ・団体等からの推薦者に限らず、実践活動者を積極的に参画させるよう要請	男女共同参画センター		
	② 人材リストの整備	ア	人材リストの整備	各分野において男女共同参画について専門知識を持つ人材を募集し、各種審議会等に人材情報として提供する。	・ウィメンズ修了生1名と人材養成講座修了生9名を男女共同参画人材リストに登録し、令和3年3月末現在86人が登録	男女共同参画センター	
	③ 職制への女性の積極的登用	ア	職制への女性の積極的登用	女性の職制への登用を積極的に進めるとともに、その拡大を図る。	・人事異動等に関する意向調査を実施のうえ、性別にとらわれず、職員的能力や経験、適性、意欲に主眼を置く取り組みを進めた。 職制へ登用した女性職員数 (R3.4.1) 13名 管理的地位に占める女性職員の割合 (R3.4.1) 14.3%	人事課	
	④ 性別にとらわれない採用・配置・昇進の推進	ア	職域の拡大	募集、採用の均等な機会を確保するとともに、職域の拡大を図る。	・女性職員が少ない職場にも積極的に女性職員を配置することにより、性別を理由とする担当業務の固定化を防ぎ、女性が活躍することができる職場の拡大を図った。	人事課	
			イ	研修の機会拡大と充実	男女共同参画社会の構築に資する研修の充実を図る。	・女性キャリアアップ応援研修を、主査職1年目の女性職員と係長職・課長補佐職1年目の女性職員を対象としてそれぞれ実施した。 主査職1年目女性職員 17名 係長職・課長補佐職1年目女性職員 21名	人事課
	⑤ 市政を身近なものとするための広報活動の推進	ア	市政情報提供の充実と強化	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、スマートフォン、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努める。(再掲)	・令和2年度より、スマートフォンやタブレット世代の若年層から、高齢者や障がい者、外国人など世代を問わずに読みやすく伝わりやすい閲覧環境を提供するために、記事の読み上げ機能や多言語翻訳機能を有する情報配信サービスを導入し、市政だよりははじめとする広報媒体の配信に努めている。また、引き続き広報情報モニターやネットモニター等からの意見を市広報媒体へ反映し、適時・適確で効果的な広報につなげていく。(再掲)	広聴広報課	
	⑥ 市政に関する意識の聴取	ア	自治振興協議会の開催	市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取して施策に反映させる目的で開催する。自治振興協議会への女性の参画を促進する(再掲)	・参加人数(女性参加人数) 475人(78人)全28地区18会場 ・課題 規約化された構成委員(協議会への出席委員)	地域共創課	

事業ごとの実績・課題

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課	
II 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり								
2 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進								
(2) 女性の人材育成施策の充実								
		①	人材養成と意識改革のための研修機会の提供	ア	講座等の充実	<p>市政に参画する女性を養成するため講座等を充実する。</p> <p>女性が話し合いの技術を学びながら政策提言書作成のスキルを身につけるための講座を開催する。</p>	<p>・男女共同参画人材養成講座を開催 対象：市民 回数：6回 参加者：210人（延べ）</p> <p>・ウィメンズイノベーションカレッジイン ふくしまを開催 対象：市民 回数：4回 参加者：73人（延べ）</p>	<p>男女共同参画センター</p> <p>男女共同参画センター</p>
		②	市政に関する意識の聴取	ア	行政懇談会の開催	男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画推進団体代表者等との懇談会を開催する。	<p>・ふくしま市女性団体連絡協議会との懇談会を開催 講師 福島市危機管理室職員 内容 女性の視点から考える防災・危機管理</p>	男女共同参画センター
(3) 農業の分野における女性の参画の促進								
		①	農業の分野における女性への支援と環境整備	ア	農業、農村における女性団体活動の支援	各種研修会等の開催に対する支援協力を行う。	<p>・ゆめねっと福（旧福島地区生活研究グループ連絡協議会）、達南生活研究グループ連絡協議会に対し、直売イベント等の情報提供、出店などの支援を行った。</p> <p>・構成団体メンバーの高齢化等により、令和2年度に福島地区生活研究グループ連絡協議会が上部団体から脱退し「ゆめねっと福」を設立。達南生活研究グループ連絡協議会は解散となった。</p>	農業振興課
	イ			農業、農村における女性農業者起業活動の支援	女性農業者が行う起業活動等への支援協力を行う。	<p>・食品事業者や6次化に取り組む農業者向けに、衛生管理や営業許可制度の見直しなどについて学習会を実施した。</p> <p>・6次化に取り組む人材育成を図るため、開催時期や内容を検討し、より多くの方に参加してもらうよう努める。</p>	農業振興課	
	ウ			家族経営協定締結の推進	家族の就業条件等について協定を結ぶことで、女性農業者の役割を明確にし、全員で意欲と能力を存分に発揮し、より良い農業経営を営める環境を整備する。	<p>・令和2年度に締結された4件の協定のすべてに女性が含まれていた。</p> <p>・令和2年度には「家族経営協定研修会」を開催し、家族経営協定のメリットや、成功事例等について学ぶ場を提供した。</p>	農業企画課	
	エ			農業委員への女性の参画	女性の視点を生かした農業経営の発展や6次産業化の促進を図るため、女性が農業委員として参画できる環境を整える。	<p>・令和2年7月に公募制により定員24名中女性農業者4名を農業委員として任命した。継続3名、新任1名とベテランの委員だけでなく、新規で若い女性委員1名の任命となった。</p> <p>・現農業委員の任期が令和5年7月までであるため、次期農業委員選任にあたっては、各推薦団体等に働きかけ、女性委員の割合を増やす取組みを行い、自らの経験に基づく女性農業者ならではの視点を反映できるよう取組んでいく。</p>	農業委員会	

事業ごとの実績・課題

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課	
II 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり								
3 復興・防災における男女共同参画の促進								
(1) 復興・防災体制及び現場における女性の参画の促進								
		①	防災の分野における女性の参画の促進	ア 福島市防災会議への女性の参画	防災会議委員を構成する機関や団体等に対して、女性の参画を促すよう努める。	・女性委員7名を防災会議委員として委嘱した。 <令和2年7月1日現在>7人/53人(参画割合13.2%) ・前年度の3名から増やすことができたが、今後も女性の推薦を各団体へ促していく。	危機管理室	
		②	避難所備蓄品の整備	ア プライバシーに配慮した避難所備蓄品の整備	プライバシーに配慮したパーテーション等避難所備蓄品の整備を図る。	・令和2年度に簡易型避難用テント(2人用)2,000張を購入。今後は単身避難者用に簡易型避難用テント(1人用)を整備。緊急時に備え、点検・整備等に努めていく。	危機管理室	
		③	防災士の養成	ア 防災士の養成	女性の視点等に立った防災対策のための地域防災リーダーの養成を図る。	・令和2年度に実施予定であった防災士のスキルアップを目的とした防災講演会や研修は新型コロナウイルスの感染拡大により延期とした。令和3年度実施予定。	危機管理室	
		④	消防団員への女性の参画促進	ア 消防団への入団促進	積極的に女性が消防団に入団できる環境を整える。	・令和2年10月1日に女性消防隊8名と機能別団員制度が発足した。機能別団員の一つである学生団員は37名中、36名が女性であった。今後、女性消防隊員と学生団員のアイデアを取り入れた入団促進事業、消防団活動を実施する。	消防総務課	
		⑤	消防団員の広報及び啓発活動	ア 広報及び啓発活動	地元コミュニティと深いつながりがある女性消防団が広報、啓発活動のできる環境を整える。	・令和2年10月1日に発足した女性消防隊が、本市政だより12月号で、表紙及び特集により広報を実施した。今後も女性消防隊を中心とした広報活動を実施する。	消防総務課	
III 男女の人権を尊重する社会づくり								
1 男女間のあらゆる暴力等の根絶								
(1) DVやセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発								
		①	DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントについての調査及び結果の公表	ア 調査の実施及び結果の公表	DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントの実態調査をし、結果を公表する。	・センター内及びホームページ上に「男女共同参画に関する意識調査報告書」を掲示	男女共同参画センター	
		②	DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントの防止対策	ア 情報提供	DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントは人権を侵害する行為であることの認識を深めるとともに、防止のための情報を提供する。	・各種パンフレット・リーフレット等の掲示 ・市政だよりに相談窓口を掲載するなどの情報提供	男女共同参画センター	
		③	関係機関等との連携強化	ア	児童虐待防止推進事業	講演会等の実施、パンフレット配布など、虐待防止に向けた広報活動のほか、学校・医療機関・警察などの関係機関との連携を図る。	・市民や支援者に対し、講演会や啓発物品を配布することで児童虐待防止について知識の普及、早期発見、早期対応に努める。 ・児童虐待防止推進講演会「～親子で身につけよう！子どもが育つ魔法の習慣～」(参加者39人 託児7人) ・児童虐待対応力強化研修(参加者60人) ・啓発 虐待防止パンフレット(4,000部) 出生届時に配布 相談窓口カード(21,000部) 市内小中学校へ配布	こども家庭課
				イ	高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止を推進するため、地域包括支援センターをはじめ住民組織、警察などの関係機関との連携を強化する。	・虐待通報受理件数 115件、 ・虐待されていた者の性別 男：16人、女：69人	長寿福祉課
				ウ	障がい者虐待防止推進事業	障害者虐待防止センター事業の積極的な推進を図るとともに、虐待防止に向けた広報活動のほか、地域住民及び地域団体、学校・医療機関・警察などの関係機関との連携を図る。	・虐待防止啓発パンフレットを作成し障害福祉サービス提供事業所等への配布や、障がい者団体への説明会において虐待防止の案内をしたことにより、虐待通報、相談に結びついた。また、障害者虐待防止センターを中心に関係機関との連携を図った。	障がい福祉課

事業ごとの実績・課題

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課
Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり							
1 男女間のあらゆる暴力等の根絶							
(2) 相談・支援体制の充実							
	①	関係機関等との連携強化	ア	関係機関との連携強化	関係機関と連携し、被害女性への支援や被害防止対策を実施する。	・法務局及び「福島・相馬地域人権啓発活動ネットワーク協議会」との連携 ・法務局と連携し、19人（内令和2年度は4人）の市民を人権擁護委員へ推薦	男女共同参画センター
	②	相談体制の充実	ア	人権相談及び広報活動	市民の人権を擁護し、人権思想の普及を図るため、相談所を開設する。	・人権の花運動 対象：小学生 参加者：12校（936人）	男女共同参画センター
			イ	家庭児童相談室事業	家庭児童相談室において受け付けた相談を、市女性相談員や県相談支援センター、県保健福祉事務所の女性相談員、母子自立支援員と連絡を密にし、問題解決にあたっていく。	・子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室はR2.2に廃止）において子育てや家庭の問題、虐待等の様々な悩みや不安について専門職を配置し、関係機関と連携しながら相談・支援を行った。 相談件数（延べ）1,133件	こども家庭課
			ウ	女性相談事業	女性相談員を設置し配偶者からの暴力、夫婦関係などの相談に応じ、福祉の増進に努め、関係機関と連携し、自立が図られるよう必要な指導を行うとともに健全な生活を支援する。	・離婚やDVの相談者に関係機関を紹介し、夫からの暴力を受けた者に対し、女性のための相談支援センターや警察などと連携し、離婚や自立を支援した。DVと心理的虐待の観点から子ども担当ケースワーカーや保健師と連携し支援した。 相談件数（延べ）564件	男女共同参画センター・こども家庭課
			エ	高齢者窓口相談支援事業	高齢者や家族等の相談に応じるため、地域包括支援センター等の相談機能を充実する。（再掲）	・相談人数：実人数8,315人（延べ人数52,080人）	長寿福祉課
			オ	障がい児・者相談支援事業	障がい児・者及びその家族への相談支援を充実させるため、基幹相談支援センター事業を推進するとともに、地域の身近な指定特定相談事業所を増やしていく。また、相談支援専門員の育成、確保に努める。	・基幹相談支援センターは、現在2市3町で委託の形態をとっており、2市3町職員と受託者で、月1回連絡会議を開催、情報共有し調整を図っている。また、相談支援事業所に対する専門的な指導、助言連絡調整等を行い、相談支援事業所の質の向上に努めている。 ・指定特定相談支援事業所 <令和元年度20か所/令和2年度21か所>	障がい福祉課
	③	DV被害者の保護及び自立支援	ア	DV被害者の市営住宅への入居緩和	DV被害者の自立を支援するため、市営住宅入居時の緩和措置を行う。	・実績：受入れ件数2件 ・課題：市営住宅という建物の性質上、DV被害者への十分な保護機能が図られない。	住宅政策課
2 男女の生涯にわたる健康支援							
(1) 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援							
	①	性と生殖に関する健康・権利についての学習機会の提供	ア	生と性に関する健康教育、相談の実施	ライフサイクルにあわせた女性の健康教育の実施。	・子育て支援センターや学校等からの依頼による健康講座を実施（9回、延べ101人）。 ・乳がん早期発見啓発事業推進のため、市政だよりやラジオ等広報媒体を利用した情報の普及啓発を実施。 ・今後も新たな団体や年代に健康講座を積極的に広報するとともに、地区組織と連携して健康づくりの普及啓発を行う必要がある。	健康推進課
					思春期における生と性に関する健康教育の実施。	・子どもが自己肯定感を高め、自己決定力を大切にしながら生活するために、小・中学校教職員や保護者等を対象に「心の育ちを支えるための研修会」を実施した。（1回、参加人数21人）	健康推進課

事業ごとの実績・課題

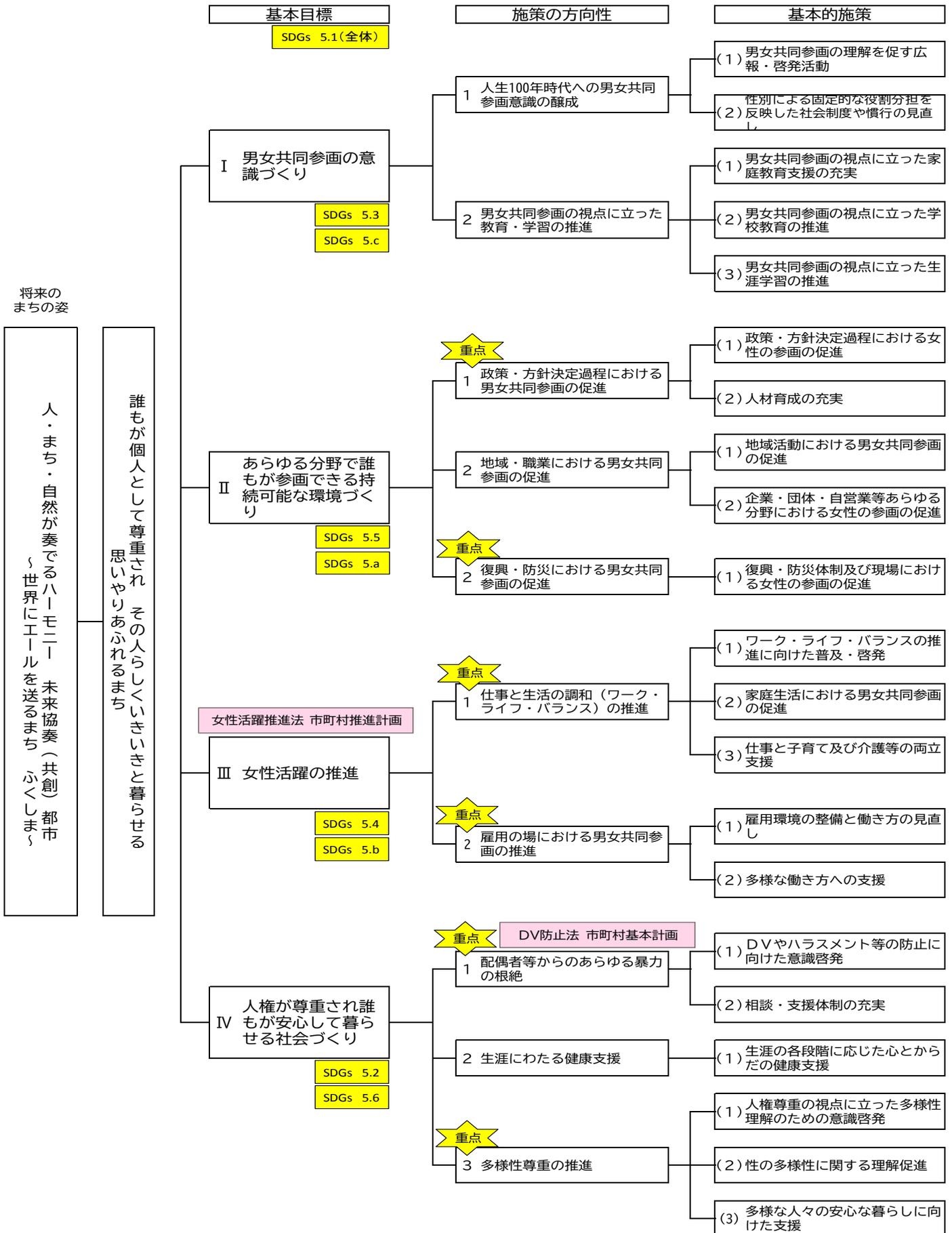
基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課				
Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり											
2 男女の生涯にわたる健康支援											
(1) 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援											
② 健康観の確立と自主的な健康づくりの推進				ア	健康づくり各種教育・相談事業（子育て世帯対象事業）	<p>ふくしまし健康づくりプランに基づき、子育て世帯を対象に子どもの生活習慣確立のための健康教育・相談を実施する。</p> <p>ふくしまし健康づくりプランに基づき、子育て世帯を対象に子どもの生活習慣確立のための健康教育・相談を実施する。</p>	<p>・子育て支援センターや学習センターの家庭教育学級、育児相談会等において、基本的な生活習慣や健康習慣等の講話および相談を行った。 健康教育：21回、延べ291人 育児相談会：30回、延べ438人 ・今後も子供の生活習慣確立のために、子育て世帯へ健康情報の提供を行う必要がある。</p>	健康推進課			
					イ	健康づくり各種教育・相談事業（生活習慣予防に関する事業）	<p>ふくしまし健康づくりプランに基づき、健康情報の提供、生活習慣改善に関する健康教育、相談を実施する。</p>	<p>・生活習慣改善等について健康教育・相談を行った。 集団健康教育：159回、延べ3,073人 個別健康相談(電話・来所)：延べ990人 ・今後も主体的に健康づくりが実践できるよう、健康情報の提供を行う必要がある。</p>	健康推進課		
					ウ	健康づくり各種教育・相談事業（こころのケアに関する事業）	<p>ふくしまし健康づくりプランに基づき、休養、心の健康に関する情報提供を行う。</p> <p>放射線の影響に対する不安やストレスが大きい子育て世帯へのこころのケアを実施する。</p>	<p>・地域の依頼に応じ、心の健康に関する正しい知識とセルフケア等の普及啓発のための講演会を実施(2回、延べ29人)。 ・今後も心の健康に関する知識の普及と相談機関の情報提供を行う必要がある。</p> <p>・放射線による不安だけでなく、育児不安やストレスが大きい子育て中の保護者で、地域の子育て支援サービスにつながりにくい方を対象に「ほっこり子育てサロン」3回コース1クールを開催した。(親子20組、延べ40人)。臨床心理士のアドバイスにより参加者同士の交流やストレッチ等を体験し、育児が前向きに取り組めるきっかけづくりを行った。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染症対策を行いながら実施した。 ・次年度は育児不安やストレスが大きい子育て中の保護者を対象に、個別心理相談も併せて継続支援を行う。</p>	健康推進課		
					エ	健康づくり自主グループ育成・支援事業	<p>健康づくり自主グループを育成・支援する。 ・健康づくりサークル支援事業</p>	<p>・健康づくりサークル連絡会へ学習会を開催し、健康づくりに関する知識の普及を図った(1回、16人)。 ・令和2年度をもって健康づくりサークル連絡会は解散するため、今後は各サークルの主体的な健康づくりを支援する必要がある。</p>	健康推進課		
					オ	健康づくりボランティア育成・支援事業	<p>健康づくりボランティアを育成・支援する。 ・食生活改善推進員養成講座 ・食生活改善推進員研修会</p>	<p>・ヘルスメイト養成講座は補講のみを実施(2人)。養成講座修了者は、健康づくりのボランティアとして、福島市食生活改善推進協議会に入会し活動予定である。 ・活動支援として、食生活改善推進員協議会に研修会を実施(1回、会員23名)。 ・養成講座は公募のため、男性より女性の申し込みが多い。</p>	健康推進課		

事業ごとの実績・課題

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策	事業名	事業の内容	実績・課題	所管課	
Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり								
2 男女の生涯にわたる健康支援								
(1) 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援								
		③	ライフサイクルに応じた健康管理のための相談、指導、医療の充実	ア	母子保健事業	<p>妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図り、すこやかな妊娠・出産・育児を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児、妊産婦訪問 ・こんにちは赤ちゃん事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な妊産婦と新生児を訪問し、児の発育や育児等の相談支援を行った。 ・新生児、妊産婦訪問 新生児・未熟児訪問：80件 妊産婦訪問等：171件（内訳：訪問136件、電話33件、来所2件） ・こんにちは赤ちゃん事業 生後4カ月までの乳児がいる家庭へ、保健師やこんにちは赤ちゃん応援隊が訪問し、親子の健やかな成育支援を行った。訪問1,771件（対象1,782件。訪問実施率99.4%） 	健康推進課
						<p>妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図り、すこやかな妊娠・出産・育児を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児、妊産婦訪問 ・未熟児訪問 ・妊婦健康診査 ・産後1ヶ月健診 ・乳幼児健康診査 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度実績 新生児訪問(未熟児を除く)：154件 未熟児訪問：189件 妊産婦訪問：1,048件 妊婦健康診査：22,245件 産後1ヶ月健診：1,748件 乳幼児健康診査 個別 4か月：1,828人 10か月：1,611人 集団 1歳6か月：49回 1,490人 3歳：59回 1,682人 	こども家庭課
				イ	成人保健事業	<p>各種健康診査及び事後指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種がん検診 ・成人歯科検診 ・骨粗鬆症検診 ・結核検診 ・各種検診事後フォロー（訪問・電話） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種がん検診 胃がん 受診率 20.3% 大腸がん // 30.3% 肺がん // 34.1% 前立腺がん // 17.6% 子宮頸がん // 23.7% 乳がん // 26.3% ・骨粗鬆症検診 // 11.4% ・成人歯科検診 受診者 439名 ・各種検診事後フォロー（訪問・電話）103名 ・市民検診では受診者数を増やすため、無料クーポン券送付や受診勧奨ハガキの送付、ポスターの掲示等を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりすべての検診受診率及び受診者数が令和元年度より減少した。 ・引き続き検診受診者数を増やすため、無料クーポン、受診勧奨ハガキの送付、ポスターの掲示等を行う。また各種検診事後フォローについても指導の充実を図る。 	保健予防課
				ウ	放射線健康管理事業	<p>市民の放射線による健康影響の不安の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線と市民の健康講座 ・外部被ばく検査 ・内部被ばく検査 ・検査結果に基づく個別相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線と市民の健康講座／720人 ・外部被ばく検査／2,286人 ・内部被ばく検査／6,948人 ・検査結果に基づく個別相談／5人 	保健総務課
				エ	高齢者介護予防事業	<p>高齢者の自己健康管理能力を高め健康長寿を支援するため、介護予防事業を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきもりん体操 団体数168団体 参加人数 2,910人 	長寿福祉課

3 令和3年度実施計画

(1) プランの体系



(2) 事業数及び指標数 (詳細は表2 参照)

基本目標	事業数	指標数
I 男女共同参画の意識づくり	34	8
II あらゆる分野で誰もが活躍できる維持可能な環境づくり	28	13
III 女性活躍の推進	42	12
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	27	9
計	131	42

(3) 個別施策

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	所管課					
I 男女共同参画の意識づくり	1	(1)	男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動			男女共同参画センター				
			①	男女平等、男女共同参画を推進するための法律、制度についての広報・周知	女性の権利に関連する国内法令等をだれもが理解しやすい形で広報します。					
			②	差別や権利侵害に対する相談窓口や救済機関等の情報提供	権利が侵害された場合の相談窓口や救済機関等の情報提供に努めます。					
			③	メディア・リテラシーの向上のための支援・啓発	講座等により、情報そのものを主体的に収集、判断できる能力の育成に努めます。 メディア・リテラシーについて周知します。					
			④	男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの周知	男女共同参画の視点から、市で作成する刊行物において、性別にとらわれない男女の多様なイメージを積極的に取り入れるため、策定したガイドラインを周知します。 市の刊行物に関するガイドラインを民間等に広く周知するとともに、これを主体的に規範として取り入れることを奨励します。					
			⑤	青少年健全育成推進会議	各地区の活動により、青少年の健全育成を推進します。		こども政策課			
			(2)	性別による固定的な役割分担を反映した社会制度や慣行の見直し			広聴広報課			
				①	市政情報提供の充実			市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努めます。		
				②	性別役割分担意識を反映した社会制度などの見直し			職場、家庭、地域等あらゆる分野における慣習・慣行について、性別の偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかけます。	男女共同参画センター	
				③	男女共同参画に関する認識を深めるための啓発		男女共同参画に関する認識を深めるための情報や、女性のおかれた状況を客観的に把握できる統計情報を収集し、提供に努めます。			
				2	(1)		男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進			生涯学習課
							男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実			
							①	情報紙の発行	男女共同参画について理解を深めてもらうため、市民が編集委員となって作成する情報紙を発行します。	
							②	講演会、講座等の開催	男女共同参画の視点を踏まえたテーマによる講演会や講座を開催します。	
							③	男女共同参画のメッセージ作品募集事業	男女共同参画意識の醸成のため、メッセージ作品を募集し、表彰します。	
④	活動の機会や場の提供	男女共同参画を進める団体、グループ等に活動の場と機会を提供し、活動が充実するよう支援します。								
⑤	男女共同参画に関する相談事業	男女共同参画に関する諸問題について関係機関と連携を取り、電話や来所による相談に対応します。								
⑥	すこやかテレホン相談事業	青少年及び保護者の悩み事などの電話相談を行います。				こども政策課				
⑦	家庭教育学級・講座の開催	男女共同参画の視点に立った家庭教育が行われるよう、家庭教育学級や講座を開催します。								
⑧	語り合いネットワーク推進事業	学校、PTA主催の男女共同参画の視点に立った子育てに関する学習に対して情報を提供するとともに、講師を派遣し支援します。								
⑨	青年学級(ヤングカレッジ)・青年教育講座、少年学級・講座の開催	青少年を対象にした学級等において、男女共同参画の視点を取り入れて講座や教室を開催します。								
⑩	家庭教育相談事業	幼児、小学生、中学生の保護者の家庭生活や教育上の諸問題について、電話や来館による随時相談に対応します。								

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	所管課
I 男女共同参画の意識づくり					
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進					
(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進					
			① 男女共同参画の視点に立った教科指導の充実	教師、児童・生徒のかかわりを大切に、男女協力による学習指導の実践に努めます。	学校教育課
			② 道徳教育の充実	男女の信頼、協力、人権尊重を大切にした道徳教育の実践に努めます。	
			③ 特別活動の充実	男女の共同、相互理解を深める特別活動の実践に努めます。	
			④ 総合的な学習の時間の充実	男女共同による「生きる力」を育む総合的な学習の時間の実践に努めます。	
			⑤ 教科における人権教育の充実	体育（保健体育）科、家庭（技術・家庭）科等の学習を通して、男女の相互理解、思いやり等人間尊重、男女平等の精神を養います。	
			⑥ 道徳、特別活動、総合的な学習の時間における人権教育の充実	道徳、特別活動、総合的な学習の時間での指導を通して、人間尊重、男女平等の精神を養います。	
			⑦ 性別にとらわれないキャリア教育の充実	学校教育全体を通して、系統的な進路指導の展開に努め、性別にとらわれない職業意識の拡充を図ります。	
			⑧ 教育相談の充実	小・中学校における連続した児童・生徒の育ちを見取り、職業観の育成に努めます。	
			⑨ 男女共同意識に立った指導の充実	性に関する指導や交友関係等きめ細かな相談体制の確立と指導の充実を図ります。	
			⑩ ボランティア教育の推進	男女共同による責任ある行動がとれる子どもの育成を目指す指導の充実を図ります。	
			⑪ 家庭への意識啓発	男女共同意識とともに、ノーマライゼーション意識を育む特別活動や総合的な学習の時間等でのボランティア活動の充実を図ります。	
			⑫ 教職員の校内研修の充実	男女共同意識、性教育等について家庭への啓発に努めます。	
			⑬ 男女共同参画の校内組織の充実	校内研修により教職員の男女共同意識の高揚に努めます。	
			⑭ 男女共同参画意識を高める校内組織の充実と活性化を図ります。		
(3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進					
			① 男女共同参画の学習支援	関係機関と連携し、地域・職場等で開催する男女共同参画に関する学習会を支援します。	男女共同参画センター
			② 男女共同参画講座、女性学級、女性講座等の開催	学級、講座等の学習機会の提供を図るとともに、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れま	男女共同参画センター・生涯学習課
			③ 社会教育指導者への男女共同参画研修	女性学級や女性団体等の各種リーダー研修会に、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れま	生涯学習課
II あらゆる分野で誰もが参画できる持続可能な環境づくり					
1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進					
(1) 政策・方針決定過程における女性の参画の促進					
			① 市政を身近なものとするための広報活動の推進	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の提供に努めます。	広聴広報課
			② 自治振興協議会への女性の参画促進	市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取し施策に反映させる目的で開催する自治振興協議会への女性の参画を促進します。	地域共創課
			③ 女性職員の職制への積極的登用	女性職員の職制への登用を積極的に進めるとともに、その拡大を図ります。	人事課
			④ 性別にとらわれない採用・配置・昇進の推進	募集、採用の均等な機会を確保するとともに、職域の拡大を図ります。	
			⑤ 審議会等への女性委員参画促進のための環境整備	女性職員のキャリアアップ研修の充実を図ります。附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づく各種審議会等委員の選出区分・開催方法などの環境を整え、また、幅広い分野からの参画を進めるために公募制度を取り入れるなど、女性委員の参画促進につなげます。	総務課・男女共同参画センター・関係各課
			⑥ 審議会等の女性委員の参画割合の設定	審議会等への女性委員の参画割合の目標値を40%、女性委員が参画していない審議会等の数の目標値を0とし、定期的に調査するとともに、その結果を公表し、女性の参画を計画的に進めます。	男女共同参画センター
			⑦ 男女共同参画人材リストの整備・活用	各分野において男女共同参画に関する知識を持つ人材を男女共同参画人材リストへ登録し、各種審議会等に人材情報として紹介します。	

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	所管課
II あらゆる分野で誰もが参画できる持続可能な環境づくり					
1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進					
(2) 人材育成の充実					
			① 人材育成のための研修機会の提供	男女共同参画を推進する実行力のあるリーダー的人材を養成するための講座等を充実させます。また、女性が話し合いの技術を学びながら理想の職場づくり等のスキルを身に付けるための講座も開催します。	男女共同参画センター
			② 女性団体等との懇談会の開催	男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画を推進する女性団体代表者等との懇談会を開催します。	
2 地域・職業における男女共同参画の促進					
(1) 地域活動における男女共同参画の促進					
			① 市政情報提供の充実【再掲】	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努めます。	広聴広報課
			② 自治振興協議会への女性の参画促進【再掲】	市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取し施策に反映させる目的で開催する自治振興協議会への女性の参画を促進します。	地域共創課
			③ 市民活動支援事業	市民活動サポートセンターを拠点として各種事業を実施します。	地域共創課・産業雇用政策課
			④ ボランティア活動の支援	ボランティア活動に関する情報を収集し、提供します。	
			⑤ 男女共同参画の学習支援【再掲】	関係機関と連携し、地域・職場等で開催する男女共同参画に関する学習会を支援します。	男女共同参画センター
			⑥ 地域における女性団体への支援	福島市婦人団体連絡協議会を支援します。	生涯学習課
(2) 企業・団体・自営業等あらゆる分野における女性の参画の促進					
			① 女性起業の促進	女性が起業するきっかけづくりとなる講座や情報提供などを行います。	男女共同参画センター
			② 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	産業雇用政策課
			③ 職業相談事業の充実	ハローワーク福島等と協力し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図ります。	
			④ 起業に関する情報提供	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供します。	商工業振興課
			⑤ 女性創業者に対する支援	創業融資を受けた際の利子2年間全額補助します。	農業企画課
			⑥ 家族経営協定締結の推進	農作業分担、家事、育児、介護、休日、報酬など、家族の就業条件について協定を結ぶことで、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境を整備します。	
			⑦ 農業、農村における女性団体活動の支援	各種研修会等の開催に対し支援協力します。	農業企画課・農業振興課
			⑧ 農業、農村における女性農業者起業活動の支援	女性農業者が行う起業活動等へ支援協力します。	農業委員会
			⑨ 農業委員への女性の参画促進	女性の視点を生かした持続可能な農業経営の発展や女性農業者が活躍できる基盤づくりを促進するため、女性が農業委員として参画できる環境を整備します。	
3 復興・防災における男女共同参画の促進					
(1) 復興・防災体制及び現場における女性の参画の促進					
			① 福島市防災会議への女性の参画の促進	福島市防災会議への女性委員の参画を進めるため、構成する機関や団体等に対して、女性の参画を促すよう努めます。	危機管理室
			② 避難所運営における女性への配慮	災害時に開設する指定避難所において、パーティションを設置することで、感染症防止を図るとともに、プライバシー保護に努めます。また、災害時の避難先として旅館・ホテルを活用することで妊産婦等、一定の配慮が必要な避難者の安心・安全を確保します。	
			③ 消防団への女性の入団促進	積極的に女性が消防団に入団できる環境を整えます。	消防総務課
			④ 消防団の広報・啓発活動への女性の参画促進	地元分団の枠を越えて本団付き女性消防隊としても活動し、女性のアイデアを活かした広報及び啓発活動ができる環境を整えます。	

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	所管課
Ⅲ 女性活躍の推進					
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進					
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発					
	①	事業主に対する働き方改革関連法等の情報提供	関係機関等と連携し、女性活躍推進法や働き方改革関連法等についての情報を提供します。	男女共同参画センター・産業雇用政策課	
	②	性別役割分担意識の改革のための広報・啓発事業	男女の固定的役割分担意識を是正し、男女平等の理念の浸透を図り、家庭における男女共同参画を促進するための資料や情報紙などを作成し配布します。	男女共同参画センター	
	③	事業主に対する意識啓発	雇用の場における男女平等や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、イクボスの養成及び男性の育児休暇取得を推進するため、事業主等を対象にした広報や講演会を開催します。 女性の雇用環境の改善と女性就労者の雇用を促進するため、事業主等に対する女性活躍セミナーを実施します。	産業雇用政策課	
	④	労働条件等実態調査の実施	市内民間企業に対し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査します。		
	⑤	働く女性応援企業認証事業	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりを進めます。	産業雇用政策課	
	⑥	事業主等に対する啓発活動の推進	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携して関係法令などの啓発活動を実施します。		
	⑦	職業相談事業の充実【再掲】	ハローワーク福島等と協力し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関等で実施する職業相談事業の周知を図ります。		
	⑧	家族経営協定締結の推進【再掲】	農作業分担、家事、育児、介護、休日、報酬など、家族の就業条件について協定を結ぶことで、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境を整備します。	農業企画課	
(2) 家庭生活における男女共同参画の促進					
	①	福島市特定事業主行動計画の推進	母性保護、育児休業、休暇などの各種制度についての周知を図ります。 男性職員の育児休業の取得促進を図ります。	人事課	
	②	性別役割分担意識の改革のための広報・啓発事業【再掲】	男女の固定的役割分担意識を是正し、男女平等の理念の浸透を図り、家庭における男女共同参画を促進するための資料や情報紙などを作成し配布します。	男女共同参画センター	
	③	ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。	地域福祉課	
ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。			こども政策課		
ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付を実施し、経済的自立や児童の福祉の増進を図ります。 ひとり親家庭等に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施します。 母子家庭の福祉対策として母子生活支援施設への入所支援を実施し、自立支援計画の作成などにより、施設と連携し入所母子を支援します。			こども家庭課		
	④	求職活動支援窓口を生活福祉課に常設	児童扶養手当を受給している方や生活に困窮する方を対象として福祉事務所とハローワークが一緒に求職活動を支援します。	生活福祉課	
	⑤	子育て応援広場の開催	乳幼児と保護者を対象にした遊びを開催することにより、父親の育児参加へつなげます。	こども政策課	
	⑥	家庭教育学級、講座等の開催	男性の家庭生活への参画支援のため、家庭教育学級、講座等に男性の参加を呼びかけます。	生涯学習課	

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	所管課
Ⅲ 女性活躍の推進					
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進					
(3) 仕事と子育て及び介護等の両立支援					
	①	地域包括支援センター機能の充実	高齢者や家族等（原発事故による広域避難高齢者や家族を含む）の相談に応じ、保健、医療、福祉サービスが総合的かつ適切に受けられるよう、地域包括支援センターの相談等機能の充実を図ります。	長寿福祉課	
	②	介護保険制度の広報・啓発	介護保険制度の説明会を開催、啓発資料・パンフレットを配布します。	介護保険課	
	③	介護サービス相談員の派遣	介護サービス事業において利用者への相談を実施し、介護サービス等の質的向上を図ります。		
	④	介護保険施設等の整備促進	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備を図ります。		
	⑤	子育て講演会の開催	講演会等を開催し、子育て支援に関わる職員と市民の育児に関する意識啓発を図ります。		
	⑥	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを実施します。	こども政策課	
	⑦	児童センター事業	0歳から18歳未満の子どもたちのための施設で自由に来館して遊ぶことができるほか、幼児クラブや放課後児童クラブなどを実施します。		
	⑧	地域子育て支援体制の整備	育児の援助について、受けたい者と、行いたい者とを会員として組織するファミリーサポート事業を実施します。		
	⑨	子育て支援短期利用事業	保護者の疾病・出産等により、一時的に子どもの養育が困難となった場合における支援事業（子どものショートステイ）を実施します。	こども家庭課	
	⑩	子育て世代包括支援センター事業	安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう、関係機関等との連携を図りながら切れ目なく支援します。 ・妊娠届出時面接相談 ・妊産婦訪問等による相談支援 ・産後ケア事業 ・産前産後サポート事業		
	⑪	こども発達相談	発達発育に心配のある子どもとその保護者を対象に専門職が相談・療育指導を行い、必要時に適切な治療や療育等に繋ぐ支援を実施します。		
	⑫	特別保育等の充実	家庭形態、保護者の就労状況等が変化する中、子育て家庭の保育ニーズも多様化しており、また、緊急の保育ニーズにも対応できる特別保育を充実するため、病児・病後児保育、休日保育等の拡充や延長・一時預かり保育等の推進を図ります。		
	⑬	保護者負担の軽減	幼児教育・保育の無償化により3歳から5歳の子どもの保護者負担を軽減し、さらに、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、認可保育施設や放課後児童クラブ等の利用者負担額を軽減します。	こども政策課 幼稚園・保育課	
	⑭	保育士等確保対策の強化	市民の保育ニーズに応える体制を整備するため、保育士等に対する多様な支援を強化し、保育士の確保に取り組みます。	幼稚園・保育課	
2 雇用の場における男女共同参画の推進					
(1) 雇用環境の整備と働き方の見直し					
	①	事業主に対する働き方改革関連法等の情報提供【再掲】	関係機関等と連携し、女性活躍推進法や働き方改革関連法等についての情報を提供します。	男女共同参画センター・産業雇用政策課	
	②	事業主に対する意識啓発【再掲】	雇用の場における男女平等や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、イクボスの養成及び男性の育児休暇取得を推進するため、事業主等を対象にした広報や講演会を開催します。	男女共同参画センター	
	③	労働条件等実態調査の実施【再掲】	女性の雇用環境の改善と女性就労者の雇用を促進するため、事業主等に対する女性活躍セミナーを実施します。	産業雇用政策課	
	④	働く女性応援企業認証事業【再掲】	市内民間企業に対し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査します。 子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりを進めます。		

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	所管課
Ⅲ 女性活躍の推進					
2 雇用の場における男女共同参画の推進					
(1) 雇用環境の整備と働き方の見直し					
			⑤ 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供【再掲】	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	産業雇用政策課
			⑥ 事業主等に対する啓発活動の推進【再掲】	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携して関係法令などの啓発活動を実施します。	
			⑦ 職業相談事業の充実【再掲】	ハローワーク福島等と協力し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図ります。	
			⑧ 起業に関する情報提供【再掲】	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供します。	商工業振興課
			⑨ 女性創業者に対する支援【再掲】	創業融資を受けた際の利子2年間全額補助します。	
(2) 多様な働き方への支援					
			① 女性起業の促進【再掲】	女性が起業するきっかけづくりとなる講座や情報提供などを行います。	男女共同参画センター
			② 多様で柔軟な働き方への意識啓発	多様で柔軟な働き方を進める企業の先進的な取り組みを紹介し、各企業の取り組みを共有し、女性がさらに活躍するために必要と思われる仕組みや制度について提案する講座を開催します。	
			③ 事業主等に対する啓発活動の推進【再掲】	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携して関係法令などの啓発活動を実施します。	産業雇用政策課
			④ 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供【再掲】	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	商工業振興課
			⑤ 起業に関する情報提供【再掲】	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供します。	
Ⅳ 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり					
1 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶					
(1) DVやハラスメント等の防止に向けた意識啓発					
			① DVやハラスメント等の調査の実施及び結果の公表	DVやハラスメント等の実態調査を行い、結果を公表します。	男女共同参画センター
			② DVやハラスメント等に関する情報提供	DVやハラスメント等は人権を侵害する行為であることの認識を深めるとともに、防止のための情報を提供します。	
			③ 「人権と平和展」の開催	あらゆる暴力などの人権侵害の根絶と人権思想の普及、平和の大切さの再認識を目指します。	
			④ 人権の花運動	小学生に対して花苗等の贈呈を行い、お互いに協力して花を育てることで思いやりの心や人権尊重についての理解を深めます。	障がい福祉課
			⑤ 障がい者虐待防止推進事業	障害者虐待防止センター事業の積極的な推進を図るとともに、虐待防止に向けた広報活動のほか、地域住民及び地域団体、学校・医療機関・警察などの関係機関との連携を図ります。	
			⑥ 高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止を推進するため、地域包括支援センターをはじめ住民組織、警察などの関係機関との連携を強化します。	長寿福祉課
			⑦ 児童虐待防止推進事業	虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会を通して、学校・医療機関・警察等の関係機関との連携を図るほか、講演会の実施、パンフレットの配布など虐待防止に向けた啓発活動を実施します。	こども家庭課
(2) 相談・支援体制の充実					
			① 人権相談及び広報活動	市民の人権を擁護し、人権思想の普及を図るため相談所の開設や広報を行います。	男女共同参画センター
			② 女性相談事業	女性相談員を配置し配偶者からの暴力、夫婦関係などの相談に応じ、福祉の増進に努め、関係機関と連携し、自立が図られるよう必要な指導を行うとともに健全な生活を支援します。	男女共同参画センター・こども家庭課
			③ 子ども家庭総合支援拠点事業	子ども家庭総合支援拠点において受付けた相談を福祉・保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら問題解決が図られるよう支援します。	こども家庭課
			④ 障がい児・者相談支援事業	ふくしま基幹相談支援センターによる総合相談及び相談支援事業所による障がい種別に対応した相談・支援の実施による福祉サービスの利用に向けた援助などを行います。	障がい福祉課
			⑤ 高齢者窓口相談支援事業	高齢者や家族等の相談に応じるため、地域包括支援センター等の相談機能を充実します。	長寿福祉課
			⑥ DV被害者の市営住宅への入居緩和	DV被害者の自立を支援するため、市営住宅入居時の緩和措置を実施します。	住宅政策課

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	所管課
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり					
2 生涯にわたる健康支援					
(1) 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援					
			① 高齢者介護予防事業	高齢者の自己健康管理能力を高め健康長寿を支援するため、介護予防事業を実施します。	長寿福祉課
			② 放射線健康管理事業	市民の放射線による健康影響の不安の軽減を図ります。 ・放射線と市民の健康講座 ・外部被ばく検査 ・内部被ばく検査 ・検査結果に基づく個別相談	保健総務課
			③ 成人保健事業	各種健康診査及び事後指導を実施します。 ・各種がん検診・成人歯科検診 ・骨粗鬆症検診・結核検診 ・国保特定健診・後期高齢者健診 ・国保特定保健指導・各種検診事後フォロー（訪問・電話）	保健予防課
			④ 健都ふくしま創造事業	健康で安心して暮らせる感染症にも強いまち「健都ふくしま」の実現をめざし、3本柱「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」「地域の健康づくり」「職場の健康づくり」に取り組みます。 ・健都ふくしま創造市民会議 ・各種推進委員会 ・ふくしまし健康づくりプランに基づく生涯にわたる健康づくりのための各種健康教育（出前講座）、個別健康・栄養相談事業など ・市民一人ひとりが自ら新型コロナウイルスなどの感染予防に取り組むための正しい知識の普及啓発	健康推進課
			⑤ 子育て世代包括支援センター事業【再掲】	安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう、関係機関等との連携を図りながら切れ目なく支援します。 ・妊娠届出時面接相談 ・妊産婦訪問等による相談支援 ・産後ケア事業 ・産前産後サポート事業	こども家庭課
			⑥ 母子保健事業	妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図ります。 ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・母子健康相談・教育 ライフサイクルにあわせた女性の健康教育、相談を実施します。 ・生涯を通じた女性の健康支援事業 ・こんにちは赤ちゃん事業 概ね4ヵ月までの全ての乳児のいる家庭を保健師、助産師、こんにちは赤ちゃん応援隊等が訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境の定着を図ります。	健康推進課
3 多様性尊重の推進					
(1) 人権尊重の視点に立った多様性理解のための意識啓発					
			① バリアフリーの推進 ※バリアフリー推進パッケージ	多文化共生に関する知識や異文化理解の向上を図るため、異文化理解講座や国際交流イベントを開催します。	定住交流課
				バリアフリーの推進のために、心のバリアフリー講座や、バリアフリー推進パートナーへの参加促進を行います。	地域福祉課
				市民に聴覚障がい者及び手話に対する理解や手話の普及促進を図るとともに、ヘルプマークの普及啓発等を通じて心のバリアフリーを育みます。 ・手話通訳者の配置、派遣 ・手話出前講座の実施 ・ヘルプマークの普及	障がい福祉課
				ユニバーサルデザインを取り入れた道路や施設のバリアフリー化に努め、安全で安心して利用できる身近な生活環境づくりを推進します。 ・高齢者住宅改修助成事業 ・点字ブロック整備	長寿福祉課・道路保全課
				バリアフリーのまちづくりの基本的な方針を定めるバリアフリーマスタープランを策定し、官民が一体となって「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指します。	地域福祉課・交通政策課

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	所管課		
IV	人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	3	多様性尊重の推進				
			(2) 性の多様性に関する理解促進				
			①	性の多様性を尊重する行政サービスの実施	各種申請書等の性別欄を見直します。	総務課・男女共同参画センター	
					市職員への研修を実施します。	人事課・男女共同参画センター	
			②	性の多様性についての理解を深めるための啓発活動の実施	理解を深めるためのセミナーや講座を開催します。	男女共同参画センター	
					学校等での人権尊重教育（性の多様性を含めた）に努めます。	学校教育課	
			(3) 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援				
			①	外国人等への日本語教育の充実	在住外国人や海外にルーツを持つ児童生徒に対して、日本語習得のための支援を行います。	定住交流課	
					在住外国人等のコミュニティづくりやネットワーク化を支援します。		
					行政サービス・生活情報の多言語化を進めます。		
			②	外国人等への情報の多言語化の推進	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。	地域福祉課	
					ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。	こども政策課	
			③	ひとり親家庭支援事業【再掲】	ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付を実施し、経済的自立や児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課	
ひとり親家庭等に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施します。							
④	母子家庭の福祉対策として母子生活支援施設への入所支援を実施し、自立支援計画の作成などにより、施設と連携し入所母子を支援します。	母子家庭の福祉対策として母子生活支援施設への入所支援を実施し、自立支援計画の作成などにより、施設と連携し入所母子を支援します。	こども家庭課				
		母子家庭の福祉対策として母子生活支援施設への入所支援を実施し、自立支援計画の作成などにより、施設と連携し入所母子を支援します。					
⑤	困難を抱える世帯への求職活動支援	病気や失業など様々な理由により生活に困窮する方を対象として、生活相談支援窓口とハローワークが一緒に求職活動を支援します。	生活福祉課				
		児童扶養手当を受給している方や病気や失業など様々な理由により生活に困窮する方を対象として生活相談支援窓口とハローワークと一緒に求職活動を支援します。					

(4) 本年度の取組

令和3年度より新しいプランに基づいて進めることとなるが、基本目標の達成にむけ、重点施策を中心に取り組みを行いながら、男女共同参画社会づくりを進めていく。

施策の指標

基本 目標	NO	指標名	基準年度	実績 (R3)	実績 (R4)	実績 (R5)	実績 (R6)	実績 (R7)	目標達成度 (R3)	目標年度
			基準値							目標値
I 男女共同参画の意識づくり	1	家庭生活において男女平等と感じる人の割合	令和元年度 29.1%							令和7年度 39.0%
	2	職場において男女平等と感じる人の割合	令和元年度 23.7%							令和7年度 34.0%
	3	学校教育の場において男女平等と感じる人の割合	令和元年度 50.8%							令和7年度 61.0%
	4	社会全体において男女平等と感じる人の割合	令和元年度 13.5%							令和7年度 24.0%
	5	性別による固定的な役割分担に反対する人の割合(全体)	令和元年度 42.5%							令和7年度 71.0%
	6	男女共同参画について「知っている」又は「聞いたことがある」人の割合	令和元年度 53.0%							令和7年度 63.0%
	7	あなたからのメッセージ応募作品数	令和元年度 561作品							令和7年度 800作品
	8	男女共生セミナーにおいて満足と答えた人の割合	令和元年度 89.6%							令和7年度 現状値以上
II あらゆる分野で誰もが活躍できる持続可能な環境づくり	9	審議会における女性委員の参画割合	令和2年度 32.4%							令和7年度 40.0%
	10	女性委員が参画していない審議会等の数	令和2年度 1審議会							令和7年度 0審議会
	11	民間企業における女性管理職の割合	令和元年度 17.5%							令和7年度 20.0%
	12	福島市役所における女性管理職の割合	令和2年度 8.7%							令和7年度 12.0%
	13	市内小・中・特別支援学校(公立・私立)における女性管理職の割合	令和元年度 14.4%							令和7年度 20.0%
	14	町内会長等に占める女性の割合	令和2年度 5.3%							令和7年度 10.0%
	15	PTA会長に占める女性の割合	令和2年度 26.9%							令和7年度 30.0%
	16	農業委員に占める女性の割合	令和2年度 16.7%							令和7年度 40.0%
	17	防災会議における女性委員の割合	令和2年度 5.6%							令和7年度 40.0%
	18	消防士に占める女性の割合	令和2年度 2.5%							令和7年度 5.0%
	19	市議会における女性議員の割合	令和2年度 17.1%							令和7年度 モニタリング指標
	20	福島市内における女性個人業主の人数	平成28年度 1,451人							令和7年度 現状値以上
	21	人材リスト利用件数	令和元年度 2件							令和7年度 20件

施策の指標

基本 目標	NO	指標名	基準年度	実績 (R3)	実績 (R4)	実績 (R5)	実績 (R6)	実績 (R7)	目標達成度 (R3)	目標年度
			基準値							目標値
Ⅲ 女性 活躍 の 推 進	22	仕事と生活の両立で理想と現実が一致した人の割合	令和元年度 12.3%							令和7年度 22.0%
	23	民間企業における年次有給休暇取得率	令和元年度 47.4%							令和7年度 60.0%
	24	民間企業における労働時間中、所定外労働時間数（1カ月）	令和元年度 10時間16分							令和7年度 現状値未滿
	25	福島市役所における労働時間中、所定外労働時間数（1カ月）	令和元年度 18時間30分							令和7年度 12時間
	26	民間企業における女性の育児休業取得率	令和元年度 97.1%							令和7年度 100.0%
	27	民間企業における男性の育児休業取得率	令和元年度 7.8%							令和7年度 13.0%
	28	福島市役所における男性の育児休業取得率	令和元年度 17.9%							令和7年度 40.0%
	29	保育所入所待機児童数	令和2年度 22人							令和7年度 0人
	30	放課後児童クラブ待機児童数	令和2年度 23人							令和7年度 0人
	31	育児等による退職者の再雇用制度規定率	令和元年度 25.9%							令和7年度 31.0%
	32	介護休業制度の取得者のあった事業所の割合	令和元年度 5.8%							令和7年度 10.0%
	33	働く女性応援認証企業数（総数）	令和元年度 37社							令和7年度 100社
Ⅳ 人 権 が 尊 重 さ れ 誰 も が 安 心 し て 暮 ら せ る 社 会 つ く り	34	配偶者等からの暴力被害（DV）を「受けたことがある」「身近で見聞きしたことがある」人の割合	令和元年度 24.1%							令和7年度 現状値未滿
	35	DV相談受付件数	令和元年度 224件							令和7年度 モニタリング指標
	36	健康だと思う人（男性）の割合	平成28年度 75.2%							令和7年度 80%以上
	37	健康だと思う人（女性）の割合	平成28年度 79.0%							令和7年度 84%以上
	38	乳がん検診受診率（40～64歳）	平成28年度 47.9%							令和7年度 55%以上
	39	子宮頸がん検診受診率（40～64歳）	平成28年度 45.8%							令和7年度 50%以上
	40	自殺者の数（人口10万対）	平成30年度 16.3人							令和7年度 11.1人
	41	性的指向への理解（同性を好きになることも性の多様性として認めるべきだと思う人の割合）	令和元年度 64.7%							令和7年度 75.0%
42	性的少数者への理解（「LGBT」という言葉や意味を知っている人の割合）	令和元年度 46.8%							令和7年度 57.0%	

1) 進捗率の計算方法

$$(\text{当該年度実績値} - \text{当初基準値}) \div (\text{R7目標値} - \text{当初基準値})$$

2) 評価区分

基準値から目標値までの進捗率	評価区分
100%以上	A
100%未滿80%以上	B
80%未滿60%以上	C
60%未滿	D

